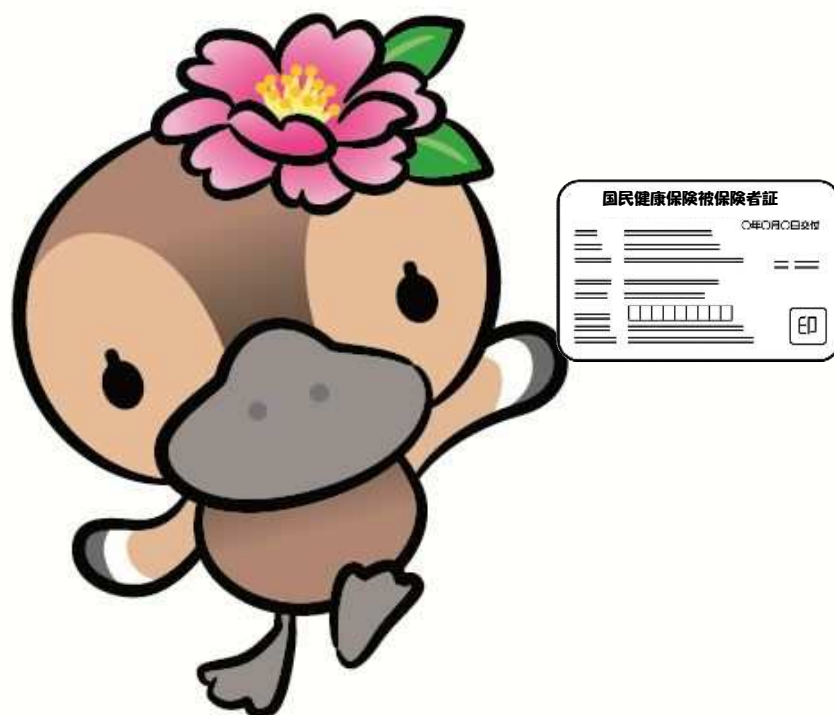


江 東 の 国 保

令和6年版

(令和5年度実績)



江東区観光キャラクター コトミちゃん

令和6年10月



は じ め に

江東区の国民健康保険は昭和 34 年 12 月の発足以来、国民皆保険制度の基盤として、医療保険制度の中核を担い、地域医療の確保と区民全体の健康保持・増進に大きく貢献し、重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、国民健康保険の財政は、急速な少子高齢化の進展や雇用形態の多様化など、社会経済環境が大きく変わるとともに、医療技術・医薬品の高度化や疾病構造の変化などによる医療費が増加しており、依然として厳しい状況にあります。

このような中、安定した財源を確保しつつ、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、国民健康保険の財政運営の責任主体を市区町村から都道府県に移行するなどの医療保険制度改革が、平成 30 年度から実施されています。

今後は都内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険額となるよう、保険料水準の統一に向けた取組を都全体で進めていきます。

当区としても、これまで以上に東京都と連携を図りながら、また、今後とも社会情勢や国の動向を注視しつつ、地域医療を支える医療保険者としての役割を果たし、区民が安心して医療サービスを受けられるよう、国民健康保険事業の適切な運営と一層の財政の安定化に力を尽くしていく所存であります。

ここに、国民健康保険の事業をご理解いただく資料として、令和6年版「江東の国保」を発行いたしましたので、広く皆様のご高覧に供するとともに、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年10月

江東区生活支援部医療保険課

目 次

I 事務機構

1 組織及び事務分掌	1
2 国民健康保険運営協議会	2

II 被保険者

1 国民健康保険	3
2 年度別加入状況	3
3 被保険者資格得喪状況	4
4 外国人の年度別加入状況	5
5 江東区人口と国保被保険者との年齢構成の対比	5

III 保険給付

1 給付の種類	6
2 給付状況	11
(1)療養諸費	11
(2)高額療養費	14
(3)高額介護合算療養費	15
(4)出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金	15
(5)不当利得・不正利得・第三者行為	16
(6)一部負担金減免	18
(7)貸付基金	18
(8)新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金	18

IV 保険料

1 算出方法	19
2 収納状況	19
3 減額・免除	23

V 保健事業

1 特定健康診査・特定保健指導	25
2 医療費通知	26
3 ジェネリック医薬品利用促進	26
4 重複服薬者、重複・頻回受診者訪問指導事業	26
5 糖尿病重症化予防事業	27

VI 財政

1 令和5年度国保会計決算状況	28
2 国保会計歳入歳出決算額年度別推移	30

VII 趣旨普及

1 「みんなで守ろう わたしたちの国保」	31
2 「国保だより」	31
3 「こうとう区報」	31

参考資料

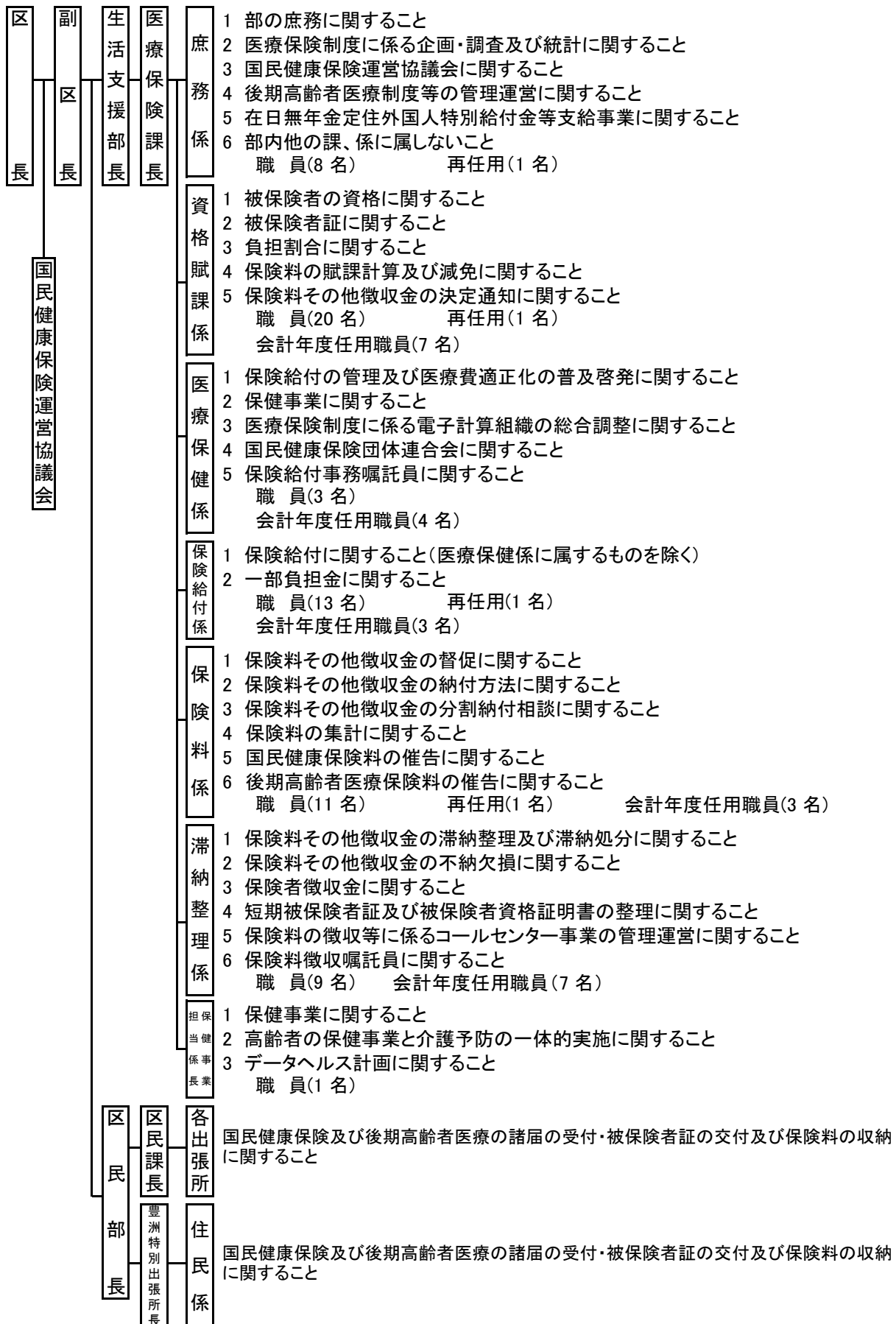
国民健康保険事業のあゆみ

令和5年度 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

I 事務機構

令和6年4月1日現在

1 組織及び事務分掌



2 国民健康保険運営協議会

国民健康保険法第 11 条の規定に基づき、国民健康保険運営協議会が設置されており、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項について審議する区長の諮問機関である。

(1) 審議事項

- ① 国民健康保険事業に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること
- ② 療養の給付の充実及び改善に関すること
- ③ 保険料の賦課徴収方法に関すること
- ④ 前記のほか、区長が国民健康保険事業の運営上必要と認める事項

(2) 委員の定数

- ① 被保険者を代表する委員 8 人
- ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 8 人
- ③ 公益を代表する委員 8 人
- ④ 被用者保険等保険者を代表する委員 3 人

(3) 令和5年度中の開催状況

回	開催年月日	議 題
令和6年第1回	令和6年2月26日	① 会長の選任について ② 江東区国民健康保険条例の一部改正について

(4) 委員の構成

(令和6年7月1日現在)

被 保 険 者 を 代 表 す る 委 員			
大 野 浩 一	白 河 地 区	伊 藤 美 穂 子	東 陽 ・ 木 場 地 区
澤 井 均	富 岡 地 区	岸 栄 子	亀 戸 地 区
井 川 明 彦	豊 洲 地 区	白 鳥 保 江	大 島 地 区
行 田 眞 佐 枝	小 松 橋 地 区	篠 山 辰 男	砂 町 地 区
保 険 医 又 は 保 険 薬 剤 師 を 代 表 す る 委 員			
浅 川 洋	江 東 区 医 師 会 会 長	橋 本 孝 雄	江 東 区 歯 科 医 師 会 会 長
城 田 和 彦	江 東 区 医 師 会 副 会 長	渡 邊 広 昭	江 東 区 歯 科 医 師 会 副 会 長
渡 部 英 一	江 東 区 医 師 会 理 事	松 田 祐 一	江 東 区 薬 剤 師 会 副 会 長
大 塚 正 弘	江 東 区 医 師 会 理 事	黒 崎 昭 夫	江 東 区 薬 剤 師 会 専 務 理 事
公 益 を 代 表 す る 委 員			
山 本 香 代 子	区 議 会 議 長	赤 羽 目 た み お	区 議 会 議 員
お お や ね 匠	区 議 会 議 員	米 沢 和 裕	区 議 会 議 員
矢 次 浩 二	区 議 会 議 員	惣 佐 陽 子	学 識 経 験 者
三 次 ゆ り か	区 議 会 議 員	亀 崎 良 一	学 識 経 験 者
被 用 者 保 険 等 保 険 者 を 代 表 す る 委 員			
伊 藤 修	BIPROGY 健康保険組合 常務理事	三 好 久 雄	中央ラジオ・テレビ健康保険組合常務理事

Ⅱ 被保険者

1 国民健康保険

江東区内に住所を有する人は、職場の健康保険(組合健保、協会健保、共済組合、国保組合等)に加入している人、その他「適用除外」に該当する人を除いて、すべて江東区の国民健康保険に加入しなければならない。

【適用除外】

①国民健康保険法第6条に定められている事項

②児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のいないもの(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者のある者を除く。)は、被保険者とししない。(区条例第4条)

【退職被保険者等】

退職者医療制度対象者(厚生年金保険や退職共済年金の年金を受給している60～64歳の国保加入者とその被扶養者)。なお、退職者医療制度は平成20年3月末で廃止されたが、経過措置として、令和2年3月末まで存続。現在は経過措置も終了。

【前期高齢者】

65歳以上75歳未満の被保険者。70歳以上の被保険者には負担割合が記載された高齢受給者証が交付される。負担割合は65歳から69歳までの被保険者は3割、70歳から74歳までの被保険者は所得等により決定し、2割・3割のいずれかとなる。

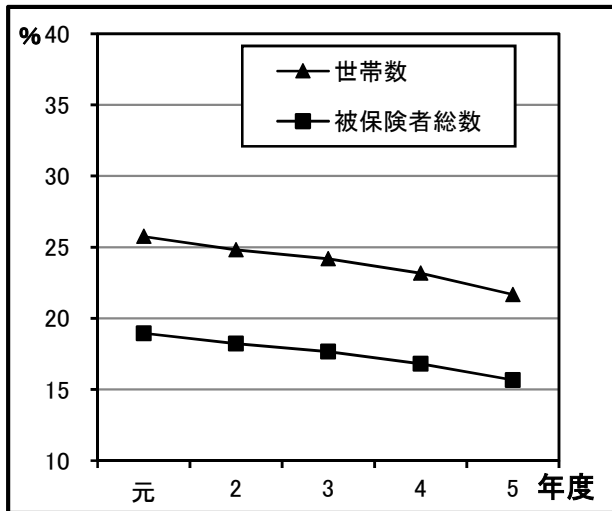
2 年度別加入状況

区分 年度	数値基準	江 東 区 人 口		国 民 健 康 保 険				国 保 加 入 率	
		世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	被 保 険 者 総 数 (人)	一 般 被 保 険 者 数 (人)	退 職 被 保 険 者 数 (人)	世 帯 数 (%)	被 保 険 者 総 数 (%)
元	年 度 末	273,339	525,062	68,329	96,372	96,372	0	25.00	18.35
	平 均	269,947	520,910	69,502	98,724	98,624	100	25.75	18.95
2	年 度 末	276,174	526,621	67,569	94,299	94,299	0	24.47	17.91
	平 均	275,014	526,724	68,248	95,904	95,904	0	24.82	18.21
3	年 度 末	278,287	527,085	65,390	90,170	90,170	0	23.50	17.11
	平 均	276,614	526,350	66,888	92,928	92,928	0	24.18	17.66
4	年 度 末	286,316	535,305	64,480	87,309	87,309	0	22.52	16.31
	平 均	282,474	531,875	65,432	89,403	89,403	0	23.16	16.81
5	年 度 末	291,591	539,439	63,181	84,475	84,475	0	21.67	15.66
	平 均	289,393	538,458	64,259	86,546	86,546	0	22.20	16.07

※江東区人口は、住民基本台帳による

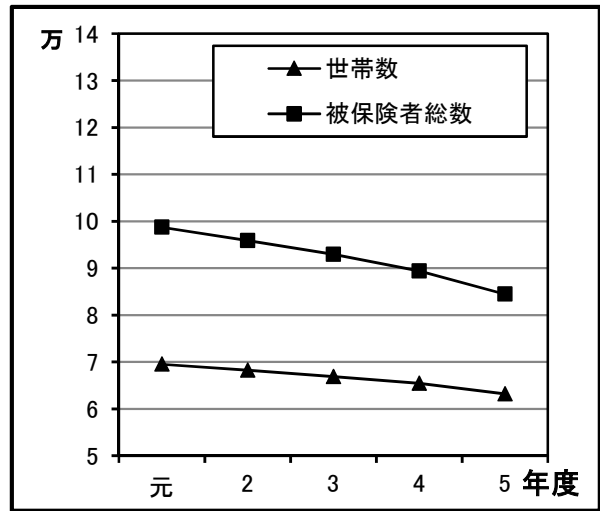
※国民健康保険の年度末/平均数値は国民健康保険事業状況報告書(事業年報)による

【住民登録に対する国保加入割合の年度別推移】



※数値は年度平均

【被保険者数・世帯数の年度別推移】



※数値は年度平均

3 被保険者資格得喪状況

【令和5年度資格取得状況】

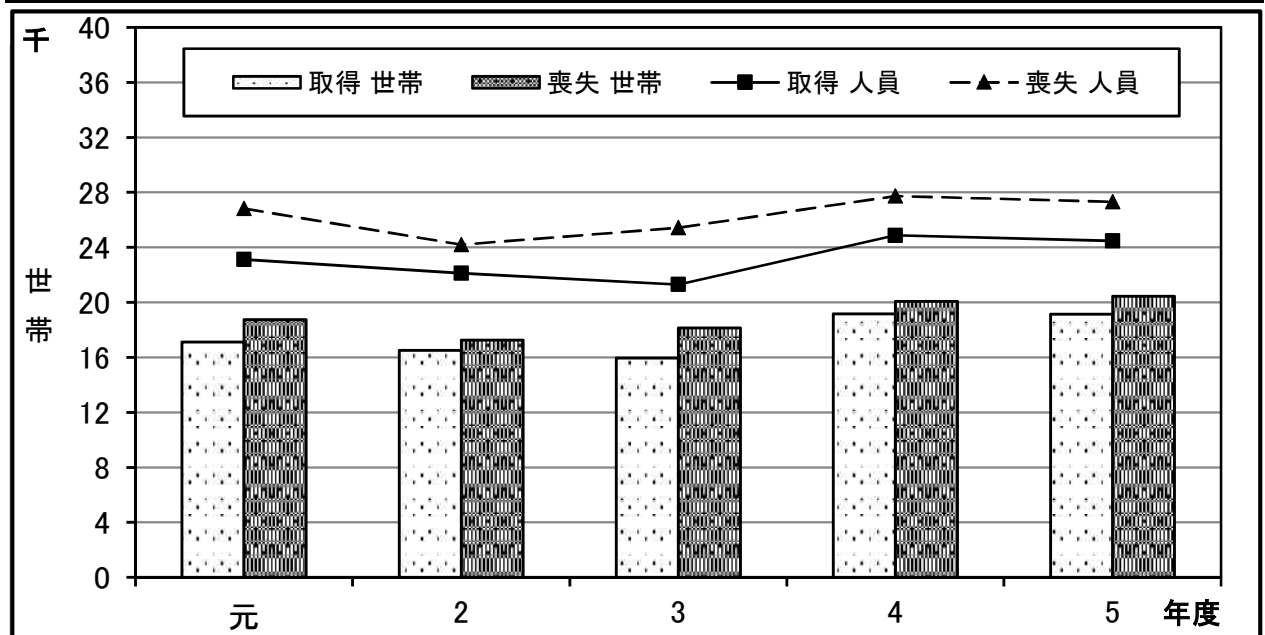
事 由	世 帯	人 員
転 入	7,437	8,868
社 保・国 保 組 合 か ら	11,412	14,795
生 活 保 護 廃 止	165	223
出 生	0	235
後 期 高 齢 者 離 脱	1	1
そ の 他	130	357
合 計	19,145	24,479
一 か 月 平 均	1,595	2,040

【令和5年度資格喪失状況】

事 由	世 帯	人 員
転 出	5,908	6,709
社 保・国 保 組 合 へ	9,559	13,217
生 活 保 護 適 用	318	387
死 亡	519	579
後 期 高 齢 者 加 入	3,269	5,170
そ の 他	871	1,251
合 計	20,444	27,313
一 か 月 平 均	1,704	2,276

【資格得喪の年度別推移】

年 度		元	2	3	4	5
取 得	世 帯	17,107	16,502	15,954	19,166	19,145
	人 員	23,117	22,124	21,296	24,871	24,479
喪 失	世 帯	18,755	17,262	18,133	20,076	20,444
	人 員	26,818	24,197	25,425	27,732	27,313

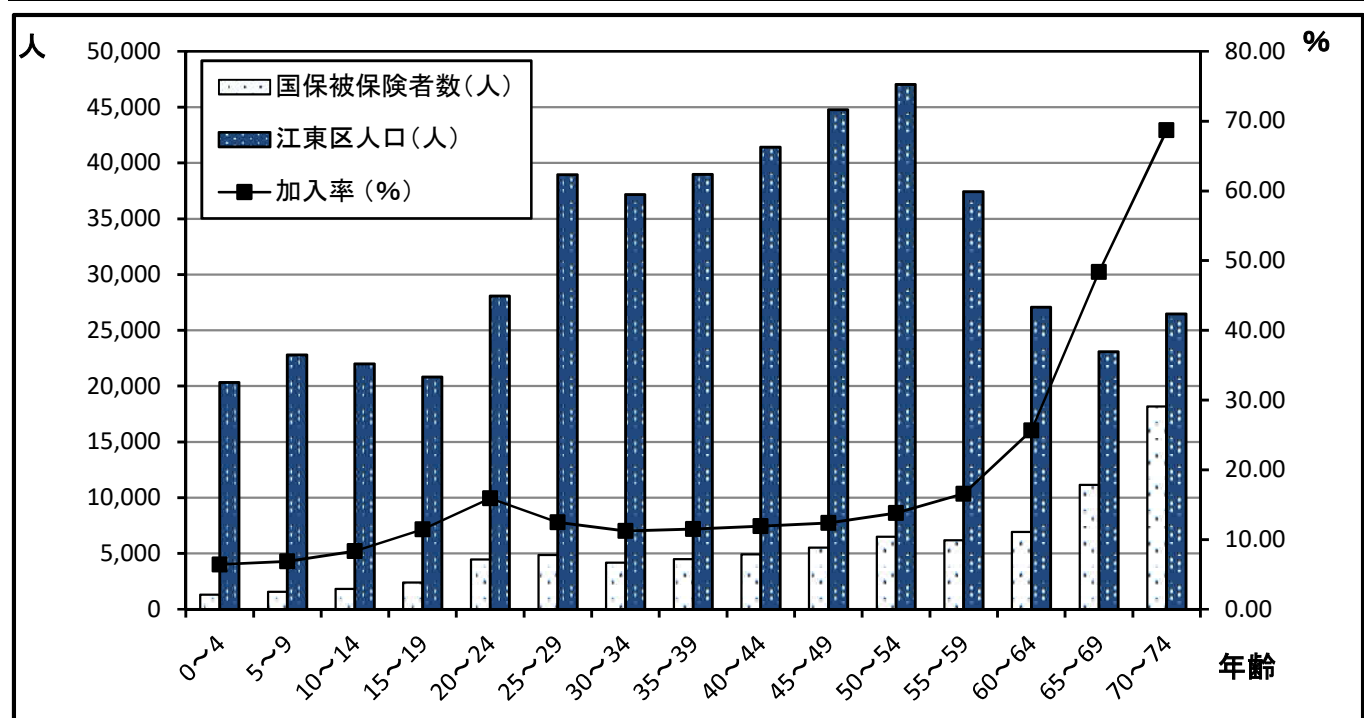


4 外国人の年度別加入状況

年 度	元	2	3	4	5
外国人登録者数(人)	31,366	30,132	29,488	34,475	37,629
外国人被保険者数(人)	11,143	10,125	9,085	10,767	11,289
外登数に対する加入率(%)	35.53	33.60	30.81	31.23	30.00
全被保険者に対する加入率(%)	11.56	10.74	10.08	12.33	13.36

5 江東区人口と国保被保険者との年齢構成の対比(令和6年3月31日現在)

年齢(歳)	男 性			女 性			男 女 合 計		
	国 保 被保険者数 (人)	江 東 区 人 口 (人)	加 入 率 (%)	国 保 被保険者数 (人)	江 東 区 人 口 (人)	加 入 率 (%)	国 保 被保険者数 (人)	江 東 区 人 口 (人)	加 入 率 (%)
0 ~ 4	667	10,318	6.46	635	9,996	6.35	1,302	20,314	6.41
5 ~ 9	781	11,602	6.73	785	11,184	7.02	1,566	22,786	6.87
10 ~ 14	943	11,314	8.33	886	10,682	8.29	1,829	21,996	8.32
15 ~ 19	1,289	10,626	12.13	1,093	10,183	10.73	2,382	20,809	11.45
20 ~ 24	2,276	14,240	15.98	2,196	13,846	15.86	4,472	28,086	15.92
25 ~ 29	2,482	19,512	12.72	2,372	19,435	12.20	4,854	38,947	12.46
30 ~ 34	2,058	18,533	11.10	2,108	18,637	11.31	4,166	37,170	11.21
35 ~ 39	2,262	19,402	11.66	2,221	19,585	11.34	4,483	38,987	11.50
40 ~ 44	2,515	20,790	12.10	2,413	20,620	11.70	4,928	41,410	11.90
45 ~ 49	2,926	22,515	13.00	2,609	22,245	11.73	5,535	44,760	12.37
50 ~ 54	3,306	23,717	13.94	3,181	23,310	13.65	6,487	47,027	13.79
55 ~ 59	3,051	19,398	15.73	3,145	18,022	17.45	6,196	37,420	16.56
60 ~ 64	3,211	13,750	23.35	3,727	13,324	27.97	6,938	27,074	25.63
65 ~ 69	4,755	11,145	42.66	6,397	11,925	53.64	11,152	23,070	48.34
70 ~ 74	7,817	12,482	62.63	10,368	13,995	74.08	18,185	26,477	68.68
75 以上	0	25,187	0.00	0	37,919	0.00	0	63,106	0.00
合 計	40,339	264,531	15.25	44,136	274,908	16.05	84,475	539,439	15.66



※75歳以上(65歳から74歳までの障がい者の方は任意)は後期高齢者医療制度に加入する

Ⅲ 保険給付

1 給付の種類

【療養の給付】

被保険者が病気やけがをしたとき、保険医療機関に被保険者証を提示し、一部負担金を支払うことで、次の給付が受けられる。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

【給付の割合】

一般被保険者	7 割
同 (義務教育就学前)	8 割
同 (70 歳以上)	8 割
同 (70 歳以上一定以上所得者)	7 割

【入院時食事療養費】

入院時の食事の費用について、食事療養標準負担額を除く金額を支給する。

●被保険者の負担額

区 分			標準負担額	
70 歳未満	住民税課税世帯		指定難病患者等以外の人	490 円／食
			指定難病患者等	280 円／食
	住民税 非課税世帯		過去 12 か月の入院日数が 90 日以下	230 円／食
			過去 12 か月の入院日数が 90 日超	180 円／食
70 歳以上	一般及び現役並み 所得者		指定難病患者等以外の人	490 円／食
			指定難病患者等	280 円／食
	住民税 非課税 世帯	低所得Ⅱ	過去 12 か月の入院日数が 90 日以下	230 円／食
			過去 12 か月の入院日数が 90 日超	180 円／食
		低所得Ⅰ		

※住民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで標準負担額が減額される

※令和6年6月改定

【入院時生活療養費】

療養病床に入院する 65 歳以上の方の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水）に要した費用について、生活療養標準負担額を除く金額を支給する。

【保険外併用療養費】

高度の医療技術を用いた療養について、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことを必要とする場合（評価療養）又は特別の病室の提供等（選定療養）を受けたときは、その療養に要した費用から一部負担金等を除いた額について、保険外併用療養費を支給する。

【訪問看護療養費】

居宅において継続して療養を受ける状態にある者が、指定訪問看護事業者の指定訪問看護を受けた場合に、一部負担金等を除いた額を支給する。

【療養費】

緊急その他やむを得ない理由により、被保険者証を提示せずに治療を受けた場合や医師が治療上必要と認めた補装具を購入した場合等は、一部負担金を除いた額を支給する。

【海外療養費】

緊急その他やむを得ない理由等により、海外で治療を受け医療費を支払ったときは、日本国内で保険診療として認められている治療や薬剤の国内相当額と実費額を比較し、金額が低いものから一部負担金相当額を除いた額を支給する。

【移送費】

医師が必要と認めた重病人の緊急移送等のための交通費等を支給する。

【特別療養費】

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けた場合は、その費用の内保険者負担分を申請により支給する。

【出産育児一時金】

被保険者が出産した場合に支給する。

1 件 500,000 円

【葬祭費の支給】

被保険者が死亡したときに葬祭を執り行った方に支給する。

1 件 70,000 円

【高額療養費】

被保険者が負担する 1 か月間の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を支給する。

●70 歳未満の方の自己負担限度額(1 か月)

適用区分	所得区分	自己負担限度額(1 か月間)
ア	年間所得額が 901 万円を超える世帯	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 【140,100 円】*
イ	年間所得額が 600 万円超 901 万円以下の世帯	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 【93,000 円】*
ウ	年間所得額が 210 万円超 600 万円以下の世帯	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 【44,400 円】*
エ	年間所得額が 210 万円以下の世帯	57,600 円 【44,400 円】*
オ	住民税非課税世帯	35,400 円 【24,600 円】*

※年間所得額・・・国保被保険者(擬制世帯主を除く)の前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・分離譲渡所得金額等の合計金額から基礎控除額(合計所得金額が 2,400 万円以下の場合は 43 万円)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用いる。)の世帯全員の合計額

※住民税非課税世帯・・・世帯主擬制世帯主を含むと国保被保険者全員が住民税非課税の世帯

*・・・過去 12 か月の間に 4 回以上高額療養費の支給を受けるときの 4 回目以降の負担限度額

● 70 歳以上の方の自己負担限度額(1 か月)

所得区分			外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯単位)
3 割 負 担	現役並み所得者	住民税課税標準額 690 万円以上	252,600 円＋ (総医療費－842,000 円) × 1% 【140,100 円】*1	
		住民税課税標準額 380 万円以上 ～690 万円未満	167,400 円＋ (総医療費－558,000 円) × 1% 【93,000 円】*1	
		住民税課税標準額 145 万円以上 ～380 万円未満	80,100 円＋ (総医療費－267,000 円) × 1% 【44,400 円】*1	
2 割 負 担	一般		18,000 円 【144,000 円】*2	57,600 円 【44,400 円】*1
	住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
		低所得Ⅰ		15,000 円

※低所得Ⅱ……世帯主と国保被保険者全員の住民税が非課税の方

※低所得Ⅰ……世帯主と国保被保険者全員の住民税が非課税かつ年金収入 80 万円以下で、その他の所得がない方

*1……過去 12 か月の間に 4 回以上高額療養費の支給を受けるときの 4 回目以降の負担限度額

*2……年間上限額

【高額介護合算療養費】

医療費と介護費の両方に自己負担のある世帯に、1 年間(毎年 8 月～翌年 7 月末まで)でかかった医療費と介護費の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合にその超えた額を支給する。

< 70 歳未満の方がいる世帯の自己負担限度額 >

所得区分	国保＋介護保険
年間所得額 901 万円超	212 万円
年間所得額 600 万円超 901 万円以下	141 万円
年間所得額 210 万円超 600 万円以下	67 万円
年間所得額 210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

＜70 歳～74 歳の方のみの世帯の自己負担限度額＞

所得区分		国保＋介護保険
現役並み所得者	住民税課税標準額 690 万円以上	212 万円
	住民税課税標準額 380 万円以上 ～690 万円未満	141 万円
	住民税課税標準額 145 万円以上 ～380 万円未満	67 万円
一般		56 万円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31 万円
	低所得Ⅰ	19 万円

2 給付状況

(1)療養諸費

【令和5年度療養諸費内訳】

区 分			一 般 被 保 険 者		退 職 被 保 険 者 等		合 計	
			件 数 (件)	費 用 額 (円)	件 数 (件)	費 用 額 (円)	件 数 (件)	費 用 額 (円)
療 養 諸 費	療 養 の 給 付	診 療 費	983,523	27,390,693,379	0	△200	983,523	27,390,693,179
		調 剤	575,695	6,553,368,906	△27	△17,080	575,668	6,553,351,826
		(食事療養・生活療養)	(15,640)	398,516,860	0	0	(15,640)	398,516,860
		訪問看護	7,715	668,631,750	0	0	7,715	668,631,750
		計	1,566,933	35,011,210,895	△27	△17,280	1,566,906	35,011,193,615
	療 養 費 等	診 療 費	2,412	45,433,340	0	0	2,412	45,433,340
		補 装 具	678	25,471,277	0	0	678	25,471,277
		柔道整復師	33,463	274,337,325	0	0	33,463	274,337,325
		アンマ・マッサージ	1,816	61,158,128	0	0	1,816	61,158,128
		ハリ・キウウ	2,238	36,781,982	0	0	2,238	36,781,982
		そ の 他	0	0	0	0	0	0
		食事療養・生活療養	6		0		6	
		移 送 費	1	6,350	0	0	1	6,350
		計	40,614	443,188,402	0	0	40,614	443,188,402
合 計			1,607,547	35,454,399,297	△27	△17,280	1,607,520	35,454,382,017

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【令和5年度診療費内訳】

事業年報平均被保険者数 一般 86,546 人
(令和5年度) 退職 0 人
合計 86,546 人

区 分		件 数 (件)	日 数 (日)	費 用 額 (円)	1 件 当 たり 費 用 額 (円)	1 人 当 たり 費 用 額 (円)	受 診 率 (%)
入 院	一般	16,592	234,908	11,419,973,194	688,282	131,953	19.17
	退職	0	0	0			
	計	16,592	234,908	11,419,973,194	688,282	131,953	19.17
入 院 外	一般	776,903	1,197,999	13,496,878,865	17,373	155,950	897.68
	退職	0	0	△200			
	計	776,903	1,197,999	13,496,878,665	17,373	155,950	897.68
歯 科	一般	190,028	313,822	2,473,841,320	13,018	28,584	219.57
	退職	0	0	0			
	計	190,028	313,822	2,473,841,320	13,018	28,584	219.57
合 計		983,523	1,746,729	27,390,693,179	27,850	316,487	1136.42

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【年度別療養諸費】

事業年報平均被保険者数
(令和5年度)

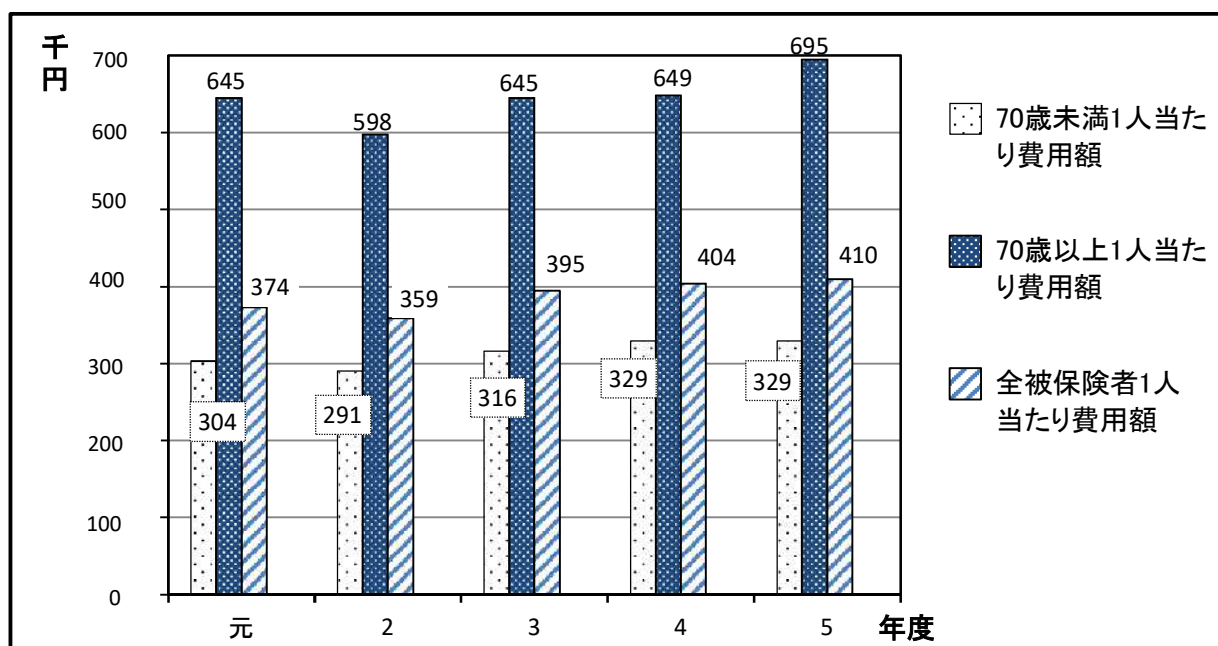
一般
退職
合計

86,546 人
0 人
86,546 人

年度	区 分	件 数 (件)	費 用 額 (円)	1 件 当 たり 費 用 額 (円)	1 人 当 たり 費 用 額 (円)	受 診 率 (%)
元	一 般 被 保 険 者	1,760,315	36,810,047,154	20,911	373,236	1,784.87
	70歳以上再掲	575,233	13,028,022,292	22,648	644,984	2,847.83
	退職被保険者等	2,913	64,615,268	22,182	646,153	2,913.00
	合 計	1,763,228	36,874,662,422	20,913	373,513	1,786.02
2	一 般 被 保 険 者	1,548,001	34,417,072,226	22,233	358,870	1,614.12
	70歳以上再掲	548,279	12,717,347,205	23,195	597,648	2,576.62
	退職被保険者等	25	129,290	5,172		
	合 計	1,548,026	34,417,201,516	22,233	358,871	1,614.14
3	一 般 被 保 険 者	1,640,599	36,680,413,235	22,358	394,719	1,765.45
	70歳以上再掲	604,517	14,283,613,033	23,628	645,354	2,731.29
	退職被保険者等	0	△4,000			
	合 計	1,640,599	36,680,409,235	22,358	394,719	1,765.45
4	一 般 被 保 険 者	1,630,008	36,125,287,125	22,163	404,072	1,823.21
	70歳以上再掲	586,222	13,634,753,077	23,259	648,872	2,789.81
	退職被保険者等	△8	△44,790			
	合 計	1,630,000	36,125,242,335	22,163	404,072	1,823.21
5	一 般 被 保 険 者	1,607,547	35,454,399,297	22,055	409,660	1,857.45
	70歳以上再掲	544,440	13,235,323,555	24,310	695,279	2,860.05
	退職被保険者等	△27	△17,280			
	合 計	1,607,520	35,454,382,017	22,055	409,659	1,857.42

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【年齢別1人当たり費用額年度別推移】



※70歳未満には退職被保険者等を含む

【年度別療養給付費】

年 度	区 分	件 数 (件)	費 用 額 (円)	保 険 者 負 担 額 (円)	一 部 負 担 金 (円)	他 法 負 担 分 (円)
元	一 般	1,706,044	36,234,098,765	26,484,138,170	8,721,884,128	1,028,076,467
	退 職	2,756	63,154,824	43,911,509	17,598,193	1,645,122
	合 計	1,708,800	36,297,253,589	26,528,049,679	8,739,482,321	1,029,721,589
2	一 般	1,504,174	33,941,440,365	24,846,463,146	8,071,081,533	1,023,895,686
	退 職	18	73,030	50,911	40,269	△18,150
	合 計	1,504,192	33,941,513,395	24,846,514,057	8,071,121,802	1,023,877,536
3	一 般	1,595,564	36,193,439,692	26,560,794,606	8,474,074,690	1,158,570,396
	退 職	0	△4,000	△2,800	△1,200	0
	合 計	1,595,564	36,193,435,692	26,560,791,806	8,474,073,490	1,158,570,396
4	一 般	1,588,158	35,667,216,872	26,154,618,024	8,296,779,997	1,215,818,851
	退 職	△8	△44,790	△31,353	△13,437	0
	合 計	1,588,150	35,667,172,082	26,154,586,671	8,296,766,560	1,215,818,851
5	一 般	1,566,933	35,011,210,895	25,663,917,251	8,128,763,999	1,218,529,645
	退 職	△27	△17,280	△12,096	△5,184	0
	合 計	1,566,906	35,011,193,615	25,663,905,155	8,128,758,815	1,218,529,645

数値：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

【年度別療養費】

年 度	区 分	件 数 (件)	費 用 額 (円)	保 険 者 負 担 額 (円)	一 部 負 担 金 (円)	他 法 負 担 分 (円)
元	一 般	54,265	575,948,389	419,680,406	156,083,619	184,364
	退 職	157	1,460,444	1,022,291	438,153	0
	合 計	54,422	577,408,833	420,702,697	156,521,772	184,364
2	一 般	43,822	475,631,861	347,283,948	128,303,385	44,528
	退 職	7	56,260	39,382	16,878	0
	合 計	43,829	475,688,121	347,323,330	128,320,263	44,528
3	一 般	45,027	486,973,543	356,612,657	130,360,886	0
	退 職	0	0	0	0	0
	合 計	45,027	486,973,543	356,612,657	130,360,886	0
4	一 般	41,840	458,026,253	334,617,170	123,409,083	0
	退 職	0	0	0	0	0
	合 計	41,840	458,026,253	334,617,170	123,409,083	0
5	一 般	40,607	443,182,052	323,012,123	120,169,929	0
	退 職	0	0	0	0	0
	合 計	40,607	443,182,052	323,012,123	120,169,929	0

数値：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）移送費は除く

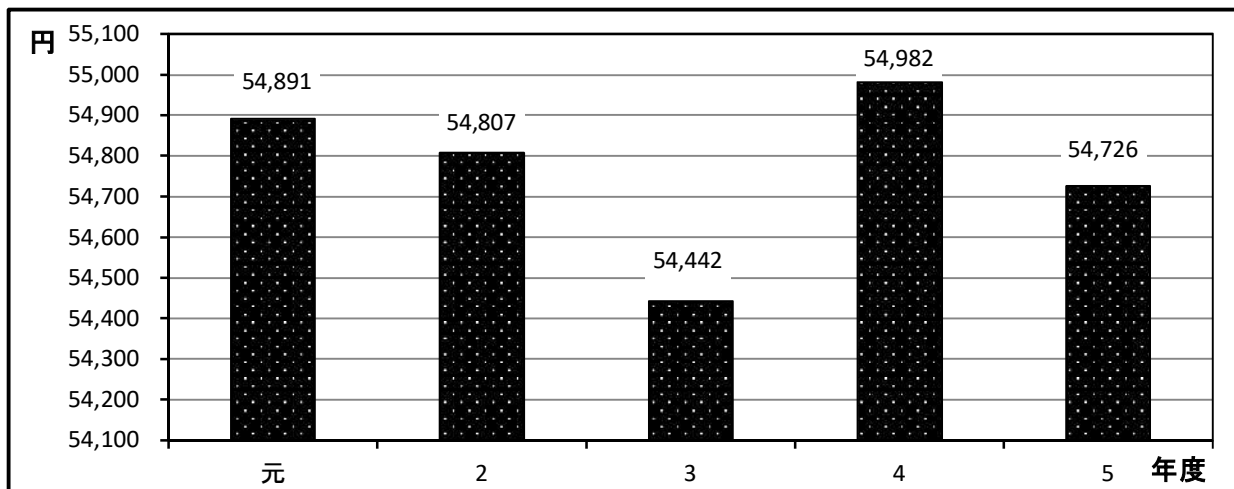
(2) 高額療養費

【年度別高額療養費】

年 度	一 般 被 保 険 者		退 職 被 保 険 者 等		合 計	
	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)
元	71,683	3,932,047,123	138	10,300,393	71,821	3,942,347,516
2	67,583	3,704,243,284	7	129,082	67,590	3,704,372,366
3	72,774	3,961,971,294	0	0	72,774	3,961,971,294
4	68,841	3,785,048,214	0	△210	68,841	3,785,048,004
5	69,279	3,791,355,024	0	0	69,279	3,791,355,024

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【高額療養費1件当たり支給額年度別推移】



【令和5年度高額療養費内訳】

区 分		一 般 被 保 険 者		退 職 被 保 険 者 等		合 計	
		件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
合 算 分	多数該当分	6,091	126,739,760	0	0	6,091	126,739,760
	そ の 他	27,834	237,049,747	0	0	27,834	237,049,747
単 独 分	多数該当分	4,636	492,233,596	0	0	4,636	492,233,596
	長期疾病分	6,497	534,745,259	0	0	6,497	534,745,259
	入 院 分	8,268	1,362,638,713	0	0	8,268	1,362,638,713
	そ の 他	9,586	390,674,551	0	0	9,586	390,674,551
他 法 併 用 分		6,367	647,273,398	0	0	6,367	647,273,398
合 計		69,279	3,791,355,024	0	0	69,279	3,791,355,024

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

※外来年間合算支給額を含む

(3) 高額介護合算療養費

【年度別高額介護合算療養費】

年 度	一 般 被 保 険 者		退 職 被 保 険 者 等		合 計	
	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)
元	221	6,015,976	0	0	221	6,015,976
2	286	5,373,795	0	0	286	5,373,795
3	154	4,078,758	0	0	154	4,078,758
4	165	5,433,741	0	0	165	5,433,741
5	324	7,731,561	0	0	324	7,731,561

数値: 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

(4) 出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金

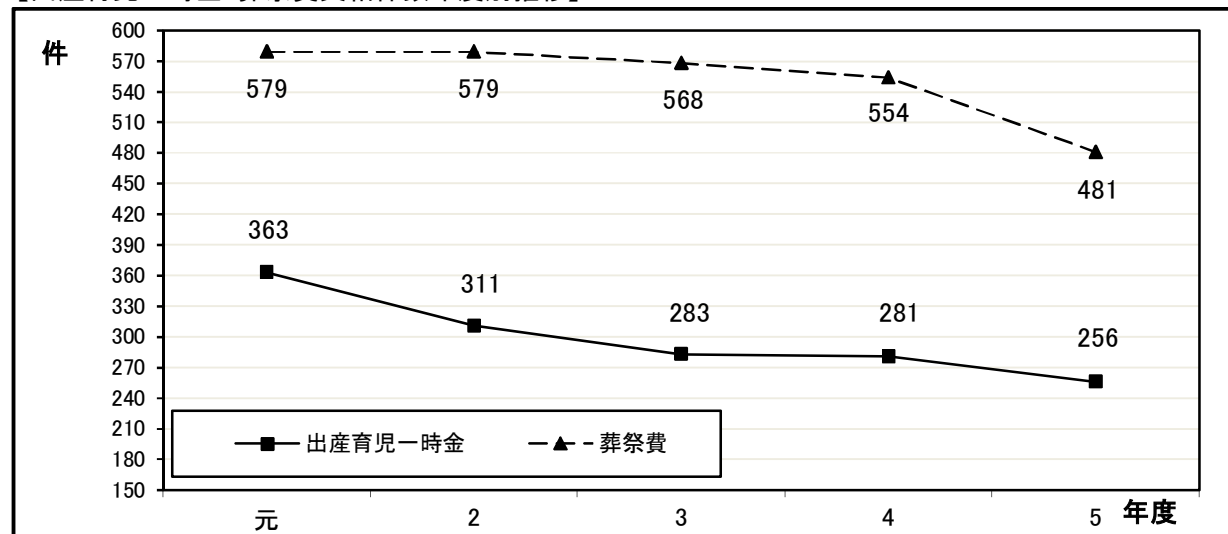
【年度別出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金】

年 度	出 産 育 児 一 時 金 ※		葬 祭 費 (7 万 円)		結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	
	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)
元	363	152,460,000	579	40,530,000	34,159	38,520,229
2	311	130,620,000	579	40,530,000	34,853	39,194,978
3	283	118,860,000	568	39,760,000	37,623	42,194,810
4	281	118,020,000	554	38,797,500	38,861	43,520,325
5	256	124,800,000	481	33,670,000	40,826	46,321,900

数値: 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

※令和5年3月以前の出産は42万円、令和5年4以降の出産は50万円

【出産育児一時金・葬祭費支給件数年度別推移】



(5)不当利得・不正利得・第三者行為

不当利得・・・ 社会保険加入・転出等で被保険者資格喪失後保険給付があった場合は、被保険者に保険者負担分を請求する。

不正利得・・・ 偽り・その他の不正行為により保険給付を受けた者に対し、保険者はその給付の価額の全部または一部を徴収する。

第三者行為・・・ 公害・交通事故等の第三者の行為により生じた負傷で保険給付を行った場合、保険者は被保険者に代わって損害賠償請求権を代位取得し、その給付の価額の限度において第三者に請求する。

【年度別不当利得返還金】

年度	区分	歳 入 (返 納 金)				歳 出 戻 入 (戻 入 金)			
		調 定		収 入		調 定		収 入	
		件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
元	一 般	2,782	34,119,508	1,474	19,282,633	25	200,152	19	160,361
	退 職	1	3,339	0	0	0	0	0	0
	合 計	2,783	34,122,847	1,474	19,282,633	25	200,152	19	160,361
2	一 般	2,027	27,563,494	678	5,669,318	116	4,282,549	71	471,374
	退 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	2,027	27,563,494	678	5,669,318	116	4,282,549	71	471,374
3	一 般	3,955	81,533,652	1,561	12,919,663	274	3,664,400	147	1,083,034
	退 職	1	2,800	1	2,800	0	0	0	0
	合 計	3,956	81,536,452	1,562	12,922,463	274	3,664,400	147	1,083,034
4	一 般	2,154	39,794,114	1,726	24,190,005	176	1,399,506	122	1,115,502
	退 職	6	8,176	6	8,176	0	0	0	0
	合 計	2,160	39,802,290	1,732	24,198,181	176	1,399,506	122	1,115,502
5	一 般	4,898	37,722,511	4,458	31,740,745	329	3,730,979	181	3,068,241
	退 職	27	12,096	27	12,096	0	0	0	0
	合 計	4,925	37,734,607	4,485	31,752,841	329	3,730,979	181	3,068,241

数値：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

【年度別不正利得徴収金】

年度	区分	調 定 (円)	収 入 (円)
2	一般	1,392	1,392
	退職	0	0
	合計	1,392	1,392
3	一般	0	0
	退職	0	0
	合計	0	0
4	一般	1,031,426	321,000
	退職	23,387	23,387
	合計	1,054,813	344,387
5	一般	0	0
	退職	0	0
	合計	0	0

数値：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

【年度別第三者行為賠償金】

年度	区 分	公 害 分				そ の 他			
		調 定		収 入		調 定		収 入	
		件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
元	一 般	118	1,242,088	118	1,242,088	526	64,451,671	526	57,533,988
	退 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	118	1,242,088	118	1,242,088	526	64,451,671	526	57,533,988
2	一 般	112	1,104,400	112	1,104,400	436	26,496,411	436	22,170,226
	退 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	112	1,104,400	112	1,104,400	436	26,496,411	436	22,170,226
3	一 般	74	957,357	74	957,357	239	36,938,236	235	32,642,414
	退 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	74	957,357	74	957,357	239	36,938,236	235	32,642,414
4	一 般	101	1,046,374	101	1,046,374	214	16,306,313	214	16,306,313
	退 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	101	1,046,374	101	1,046,374	214	16,306,313	214	16,306,313
5	一 般	118	1,038,996	118	1,038,996	313	12,484,198	313	12,484,198
	退 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	118	1,038,996	118	1,038,996	313	12,484,198	313	12,484,198

数値：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

(6)一部負担金減免

【年度別一部負担金の減額・免除受付状況】

病院で支払う一部負担金が、災害、貧困等により支払いができなくなった場合、一定の条件に該当すれば、減額・免除される。減額・免除の措置については、最高6か月を超えて適用できない。

年 度	区 分	一 部 負 担 金 減 免 状 況				東日本大震災被災者に係る減免等			
		一 般 被 保 険 者		退 職 被 保 険 者 等		一 般 被 保 険 者		退 職 被 保 険 者 等	
		件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
元	減 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 除	0	0	0	0	9	2,303,306	0	0
	猶 予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	9	2,303,306	0	0
2	減 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 除	0	0	0	0	19	1,841,233	0	0
	猶 予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	19	1,841,233	0	0
3	減 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 除	0	0	0	0	20	2,270,411	0	0
	猶 予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	20	2,270,411	0	0
4	減 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 除	0	0	0	0	22	4,384,366	0	0
	猶 予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	22	4,384,366	0	0
5	減 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 除	0	0	0	0	21	3,291,754	0	0
	猶 予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	21	3,291,754	0	0

(7)貸付基金

【年度別高額療養費資金貸付基金貸付状況】

高額療養費が支給されるまでの間、支給見込額の9割相当分を療養資金として無利子で貸付ける制度。

年 度	貸 付 額		返 還 額 (繰入金含む)		基 金 残 額 (円)
	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)	
元	7	211,000	14	1,338,078	69,240,327
2	6	392,000	7	452,220	69,300,547
3	3	245,000	5	275,608	69,331,155
4	0	0	0	0	69,331,155
5	0	0	2	178,845	69,510,000

【年度別出産費資金貸付基金貸付状況】

出産育児一時金が支給されるまでの間、支給見込額の8割を上限として無利子で貸付ける制度。

年 度	貸 付 額		返 還 額 (繰入金含む)		基 金 残 額 (円)
	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)	
元	0	0	2	560,000	8,170,000
2	0	0	3	930,000	9,100,000
3	0	0	0	0	9,100,000
4	0	0	1	300,000	9,400,000
5	0	0	2	600,000	10,000,000

(8)新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金

年 度	件数(件)	金 額 (円)
2	20	1,148,846
3	71	3,692,715
4	307	10,472,791
5	21	696,714

Ⅳ 保険料

1 算出方法

【令和5年度保険料算出方法(世帯当たり)】

	基 礎 賦 課 分	後期高齢者支援金等分	介 護 納 付 金 分
所 得 割 額	加 入 者 全 員 の ※「年間所得額」× 7.17 %	加 入 者 全 員 の ※「年間所得額」× 2.42 %	40～64歳の加入者の ※「年間所得額」× 2.23 %
均 等 割 額	1 人 当 た り 45,000 円	1 人 当 た り 15,100 円	1 人 当 た り 16,200 円
賦 課 限 度 額	650,000円	220,000円	170,000円

※「年間所得額」＝前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用いる。)

2 収納状況

【年度別収納状況】

年度	区 分	調 定 額 A (円)	収 納 額 B (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 B/A(%)
元	現年分	11,612,059,475	10,219,393,819	9,911,436	1,388,740,844	88.01
	滞納繰越分	3,126,721,635	710,856,407	820,472,603	1,598,666,783	22.73
	合計	14,738,781,110	10,930,250,226	830,384,039	2,987,407,627	74.16
2	現年分	10,874,577,883	9,700,559,075	12,483,592	1,166,732,291	89.20
	滞納繰越分	2,877,974,499	586,798,342	776,024,986	1,516,206,881	20.39
	合計	13,752,552,382	10,287,357,417	788,508,578	2,682,939,172	74.80
3	現年分	10,959,788,962	10,030,203,159	10,604,056	923,583,567	91.52
	滞納繰越分	2,607,147,407	617,683,460	848,603,587	1,143,000,593	23.69
	合計	13,566,936,369	10,647,886,619	859,207,643	2,066,584,160	78.48
4	現年分	11,328,064,191	10,322,700,963	26,720,699	986,799,342	91.13
	滞納繰越分	2,044,253,182	534,973,563	790,566,635	720,687,385	26.17
	合計	13,372,317,373	10,857,674,526	817,287,334	1,707,486,727	81.20
5	現年分	10,951,461,638	10,048,250,774	20,509,911	888,705,223	91.75
	滞納繰越分	1,673,030,189	535,876,553	632,524,615	505,327,361	32.03
	合計	12,624,491,827	10,584,127,327	653,034,526	1,394,032,584	83.84

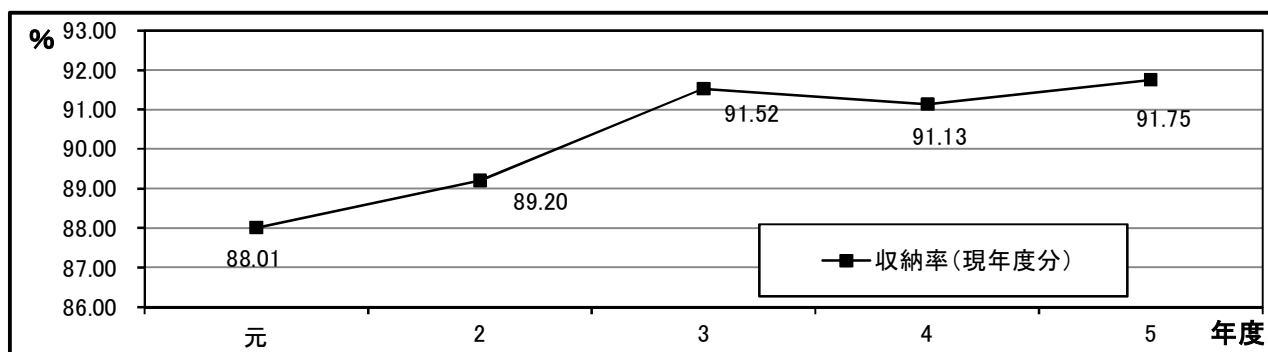
※現年分には過年度相当分を含む

※現年分・滞納繰越分ともに居所不明分を除く

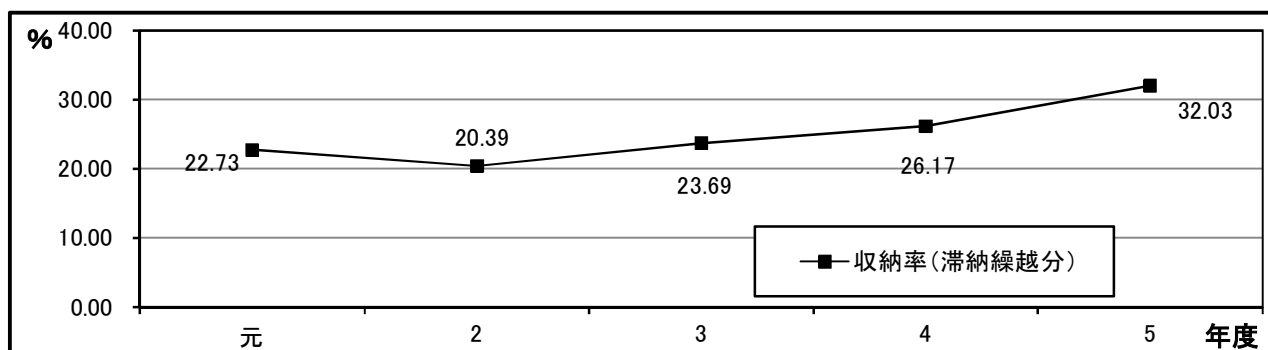
※収納額は収入額から還付未済額を差引いたもの

【収納率年度別推移】

(現年度分)



(滞納繰越分)



【令和5年度一般被保険者・退職被保険者等別保険料収納状況】

(1)基礎賦課分

区 分		調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)
一 般 被 保 険 者	現 年 分	7,448,683,502	6,838,785,884	13,462,363	596,435,255	91.81
	(居 所 不 明 分)	4,368,094				—
	計	7,444,315,408	6,838,785,884	13,462,363	596,435,255	91.87
	滞 納 繰 越 分	1,124,051,560	360,197,183	423,801,790	340,052,587	32.04
	(居 所 不 明 分)	395,728				—
	計	1,123,655,832	360,197,183	423,801,790	340,052,587	32.06
退 職 被 保 険 者 等	現 年 分	0	0	0	0	0.00
	(居 所 不 明 分)	0				—
	計	0	0	0	0	0.00
	滞 納 繰 越 分	194,918	152,589	0	42,329	78.28
	(居 所 不 明 分)	0				—
	計	194,918	152,589	0	42,329	78.28
合 計	現 年 分	7,448,683,502	6,838,785,884	13,462,363	596,435,255	91.81
	(居 所 不 明 分)	4,368,094				—
	計	7,444,315,408	6,838,785,884	13,462,363	596,435,255	91.87
	滞 納 繰 越 分	1,124,246,478	360,349,772	423,801,790	340,094,916	32.05
	(居 所 不 明 分)	395,728				—
	計	1,123,850,750	360,349,772	423,801,790	340,094,916	32.06

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

(2)後期高齢者支援金等分

区 分		調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)
一 般 被 保 険 者	現 年 分	2,507,768,503	2,302,990,509	4,430,937	200,347,057	91.83
	(居 所 不 明 分)	1,469,058				—
	計	2,506,299,445	2,302,990,509	4,430,937	200,347,057	91.89
	滞 納 繰 越 分	360,252,623	115,122,085	136,645,696	108,484,842	31.96
	(居 所 不 明 分)	125,224				—
	計	360,127,399	115,122,085	136,645,696	108,484,842	31.97
退 職 被 保 険 者 等	現 年 分	0	0	0	0	0.00
	(居 所 不 明 分)	0				—
	計	0	0	0	0	0.00
	滞 納 繰 越 分	65,401	51,626	0	13,775	78.94
	(居 所 不 明 分)	0				—
	計	65,401	51,626	0	13,775	78.94
合 計	現 年 分	2,507,768,503	2,302,990,509	4,430,937	200,347,057	91.83
	(居 所 不 明 分)	1,469,058				—
	計	2,506,299,445	2,302,990,509	4,430,937	200,347,057	91.89
	滞 納 繰 越 分	360,318,024	115,173,711	136,645,696	108,498,617	31.96
	(居 所 不 明 分)	125,224				—
	計	360,192,800	115,173,711	136,645,696	108,498,617	31.98

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

(3)介護納付金分

区 分		調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)
一 般 被 保 険 者	現 年 分	1,001,013,903	906,474,381	2,616,611	91,922,911	90.56
	(居 所 不 明 分)	379,589				—
	計	1,000,634,314	906,474,381	2,616,611	91,922,911	90.59
	滞 納 繰 越 分	189,106,774	60,305,349	72,077,129	56,724,296	31.89
	(居 所 不 明 分)	11,896				—
	計	189,094,878	60,305,349	72,077,129	56,724,296	31.89
退 職 被 保 険 者 等	現 年 分	0	0	0	0	0.00
	(居 所 不 明 分)	0				—
	計	0	0	0	0	0.00
	滞 納 繰 越 分	57,253	47,721	0	9,532	83.35
	(居 所 不 明 分)	0				—
	計	57,253	47,721	0	9,532	83.35
合 計	現 年 分	1,001,013,903	906,474,381	2,616,611	91,922,911	90.56
	(居 所 不 明 分)	379,589				—
	計	1,000,634,314	906,474,381	2,616,611	91,922,911	90.59
	滞 納 繰 越 分	189,164,027	60,353,070	72,077,129	56,733,828	31.91
	(居 所 不 明 分)	11,896				—
	計	189,152,131	60,353,070	72,077,129	56,733,828	31.91

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

【令和5年度保険料納入方法別収納状況】

〈現年分〉

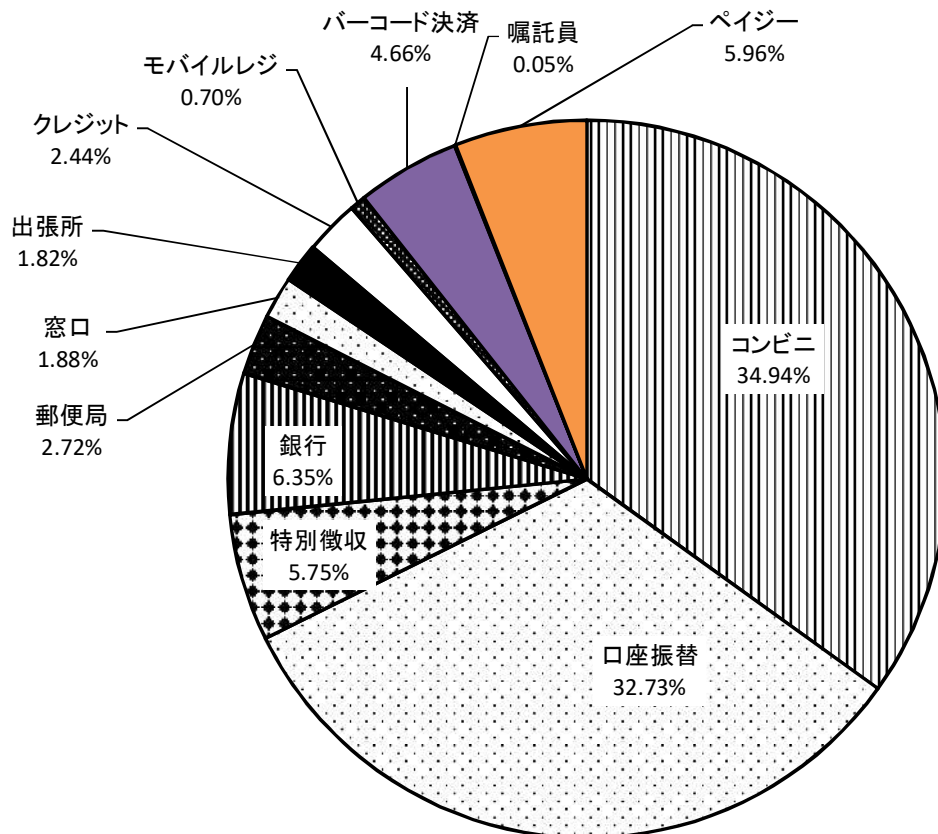
納付機関	件数(件)	金 額 (円)	構 成 比 (%)
銀 行	17,395	595,660,056	5.8
郵 便 局	18,609	276,336,603	2.8
窓 口	12,106	150,037,817	1.5
出張所	11,878	170,797,385	1.7
口座振替	166,858	3,464,375,071	34.5
コンビニ	224,125	3,406,714,655	33.9
モバイル レ ジ	2,516	70,456,027	0.7
クレジット	7,922	236,192,270	2.4
バーコード 決 済	26,792	462,064,238	4.6
ペイジー	20,121	604,522,331	6.0
嘱託員	469	3,016,660	0.0
特別徴収	43,366	608,077,661	6.1
合 計	552,157	10,048,250,774	100.0

〈滞納繰越分〉

納付機関	件数(件)	金 額 (円)	構 成 比 (%)
銀 行	3,599	77,037,324	14.5
郵 便 局	814	11,722,404	2.2
窓 口	2,830	48,859,087	9.1
出張所	1,414	21,396,177	4.0
コンビニ	24,808	290,964,335	54.3
モバイル レ ジ	229	3,805,891	0.7
クレジット	1,013	22,120,851	4.1
バーコード 決 済	2,547	31,237,931	5.8
ペイジー	1,191	26,338,429	4.9
嘱託員	188	2,394,124	0.4
合 計	38,633	535,876,553	100.0

※金額は、還付未済額を差引いた純収入額

【構成比(現年分・滞納繰越分金額合計)】



3 減額・免除

(1)均等割額の減額

令和4年中の総所得金額等が下記の基準以下だった世帯は、保険料の均等割額が減額される。

減 額 区 分	世 帯 主 及 び 国 保 加 入 者 ※ の 総 所 得 金 額 等 の 合 計
7 割 減 額	43万円 *
5 割 減 額	43万円 * + (国保加入者の数 × 29万円)
2 割 減 額	43万円 * + (国保加入者の数 × 53.5万円)

- * 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者の数^(注) - 1)
- (注) 一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える者)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の者、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の者)をいう。
- ※ 国保加入者には国保から後期高齢者医療制度に移行した者も含まれる。

【均等割額の減額状況】

年 度	7 割 減 額		5 割 減 額		2 割 減 額		合 計		一人当たり 軽 減 額
	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	
3	28,315	990,670,665	12,654	314,035,955	10,709	105,472,061	51,678	1,410,178,681	27,288
4	30,561	1,078,819,740	11,949	305,259,821	9,750	98,691,154	52,260	1,482,770,715	28,373
5	31,250	1,177,834,770	11,233	312,128,629	9,154	100,948,253	51,637	1,590,911,652	30,810

(2)非自発的な失業による軽減

会社都合等により離職された方は、申請により保険料が軽減できる場合がある。

【内容と対象期間】

- 内容……………給与所得を30%に減額して保険料を算定
- 対象期間………離職日の翌日～翌年度末

【非自発的な失業による軽減状況】

年 度	世 帯 数	人 数	軽 減 額
3	1,875	1,884	188,266,688
4	1,405	1,412	142,963,341
5	1,372	1,379	147,431,893

(3)未就学児の均等割の軽減

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者は、均等割額を半額に軽減する。

【未就学児均等割の減額状況】

年 度	7 割 減 額		5 割 減 額		2 割 減 額		な し		合 計	
	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額
4	721	4,207,520	247	2,648,607	249	3,948,388	1,321	18,170,750	2,538	28,975,265
5	704	4,642,537	251	2,921,053	223	3,920,493	1,203	26,779,348	2,381	38,263,431

(4)出産被保険者に対する免除(令和6年1月から施行)

届け出により、出産被保険者について算定した当該年度に納める保険料から、免除対象期間のうち当該年度に属する月分を免除する。

【対象者と対象期間】

○対象者………出産する被保険者及び令和5年11月1日以降に出産した被保険者

○対象期間………出産(予定)日の前月(多胎妊娠の場合は3か月前)から翌々月

【産前産後の減免状況】

年度	7 割 減 額		5 割 減 額		2 割 減 額		な し		合 計	
	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額
5	19	70,112	7	35,553	11	203,362	70	3,119,119	107	3,428,146

(5)条例による減免

災害等により生活が著しく困難となり、保険料の納付が困難となった場合、一定の条件に該当すれば、一定期間保険料が減額・免除される

【年度別減免受付状況】

年度	減免事由										合計	
	収入減少 (失業・倒産)		生活困窮 (病気・ケガ)		その他 (刑法犯等)		東日本大震災		新型コロナウイルス感染症			
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
元	1	77,314	2	261,050	10	269,543	11	730,341	3,595	136,419,300	3,619	137,757,548
2	0	0	0	0	18	1,151,511	15	1,380,379	4,005	770,964,433	4,038	773,496,323
3	0	0	0	0	21	1,025,169	18	1,052,358	1,151	222,741,746	1,190	224,819,273
4	0	0	0	0	20	1,418,955	18	1,539,272	322	59,645,335	360	62,603,562
5	6	291,399	0	0	11	386,087	19	768,683	5	229,176	41	1,675,345

V 保健事業

1 特定健康診査・特定保健指導

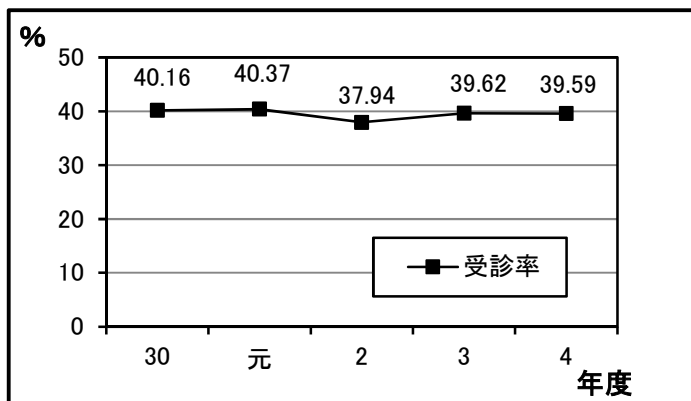
平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上の被保険者を対象に、特定健康診査・特定保健指導の実施が保険者に義務付けられた。被保険者の健康の保持・増進を図るため実施している。なお、特定健康診査と特定保健指導は、法定報告の関係上、最新年度は令和4年度となる。

【特定健康診査】

①4年度実施期間：6月21日～2月20日

②受診状況年度別推移

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
30	64,582	25,938	40.16
元	62,348	25,168	40.37
2	61,731	23,420	37.94
3	59,194	23,455	39.62
4	55,380	21,927	39.59



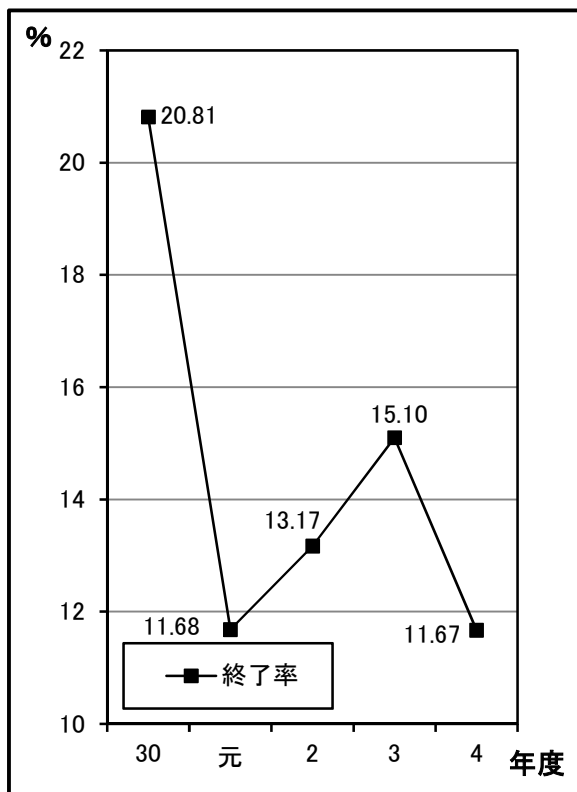
※対象者数、受診者数いずれも法定報告数値

【特定保健指導】

①4年度実施期間：令和4年10月～令和6年2月

②利用状況年度別推移

年度	区分	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了率 (%)
30	動機付け支援	2,001	515	25.74
	積極的支援	767	61	7.95
	計	2,768	576	20.81
元	動機付け支援	1,983	267	13.46
	積極的支援	749	52	6.94
	計	2,732	319	11.68
2	動機付け支援	1,889	300	15.88
	積極的支援	708	42	5.93
	計	2,597	342	13.17
3	動機付け支援	1,845	321	17.40
	積極的支援	645	55	8.53
	計	2,490	376	15.10
4	動機付け支援	1,727	237	13.72
	積極的支援	613	36	5.87
	計	2,340	273	11.67



※対象者数、終了者数いずれも法定報告数値

※法定報告は毎年10月が報告期限となるため、報告期限後の10月以降の終了者は、翌年度の報告に含まれる。

2 医療費通知

被保険者の健康に対する認識を深めるため、対象診療月において医療機関等を受診した者がいる全世帯へ通知書を送付した。

【年度別発送状況】

年 度	元	2	3	4	5
発 送 月	2年2月	3年2月	4年2月	5年2月	6年2月
対 象 診 療 月	30年11月 ～元年10月	元年11月～ 2年10月	2年11月～ 3年10月	3年11月～ 4年10月	4年11月～ 5年10月
件 数 (件)	57,415	55,992	54,933	53,575	52,411

3 ジェネリック医薬品利用促進

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及促進により、医療費適正化を図るため、ジェネリック医薬品利用促進勧奨通知を送付している。28年度から通知業務を委託化し、4年度は年11回の送付を行った。

【年度別発送状況】

年 度	元	2	3	4	5
発 送 月	元年5月～ 2年3月	2年5月～ 3年3月	3年5月～ 4年3月	4年5月～ 5年3月	5年5月～ 6年3月
対 象 処 方 月	31年2月～ 元年12月	2年2月～ 2年12月	3年2月～ 3年12月	4年2月～ 4年12月	5年2月～ 5年12月
件 数 (件)	35641	28,311	26,800	33,442	32,383
利 用 率 (%) ※	74.1	75.8	75.6	77.5	81.0

※ 年度末時点の数量ベース

4 重複服薬者、重複・頻回受診者訪問指導事業

直近6か月のレセプトデータより、重複服薬者、重複・頻回受診者に該当する支援対象者計100名に参加勧奨を行い、同意が得られた方に訪問指導を実施した。

【年度別指導実績(重複服薬者、重複・頻回受診者訪問指導事業)】

年 度	2	3	4	5
対 象 者 (人)	100	129	100	100
初 回 指 導 実 績 (人)	19	20	26	17
実 施 率 (%)	19.00	15.50	26.00	17.00

5 糖尿病重症化予防事業

糖尿病の重症化を予防するため、糖尿病重症化のリスクの高い方に対して、医療機関への受診勧奨および保健指導を行った。

(1) 医療機関への受診勧奨

前年度の特定健診結果で受診勧奨値を超えている糖尿病未治療の方へ、医療機関受診を促す電話勧奨を実施した。(令和2年度から開始)

【年度別勧奨実績(受診勧奨)】

年 度	2	3	4	5
対 象 者 (人)	64	62	54	23
初 回 勧 奨 実 績 (人)	48	37	31	16
実 施 率 (%)	75.00	59.68	57.41	69.57

(2) 保健指導

医療機関からの推薦・前年度特定健診結果・レセプトデータを基に対象者を抽出し、管理栄養士等による糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた約6か月間の保健指導を実施した。

【年度別指導実績(保健指導)】

年 度	2	3	4	5
対 象 者 (人)	200	200	200	200
初 回 指 導 実 績 (人)	24	8	12	16
実 施 率 (%)	12.00	4.00	6.00	8.00

VI 財政

1 令和5年度国保会計決算状況

(1) 歳 入

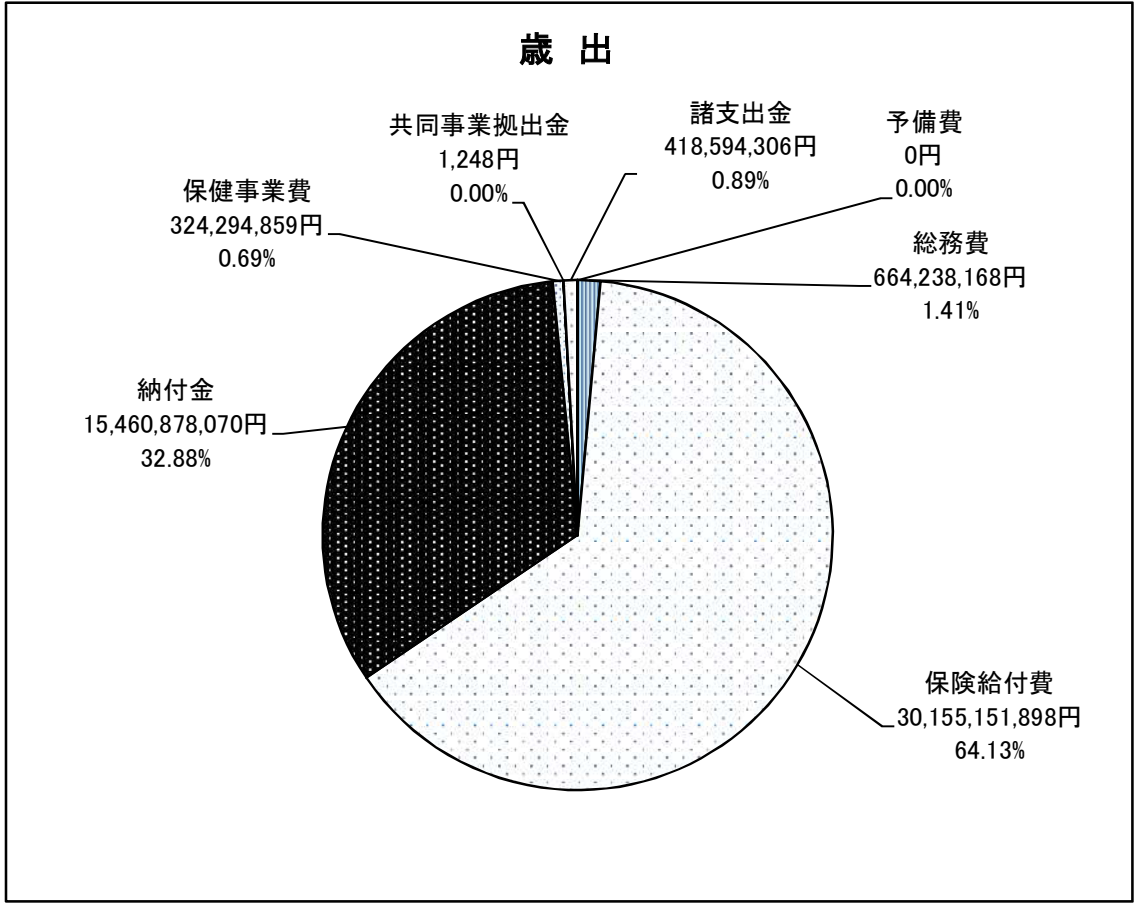
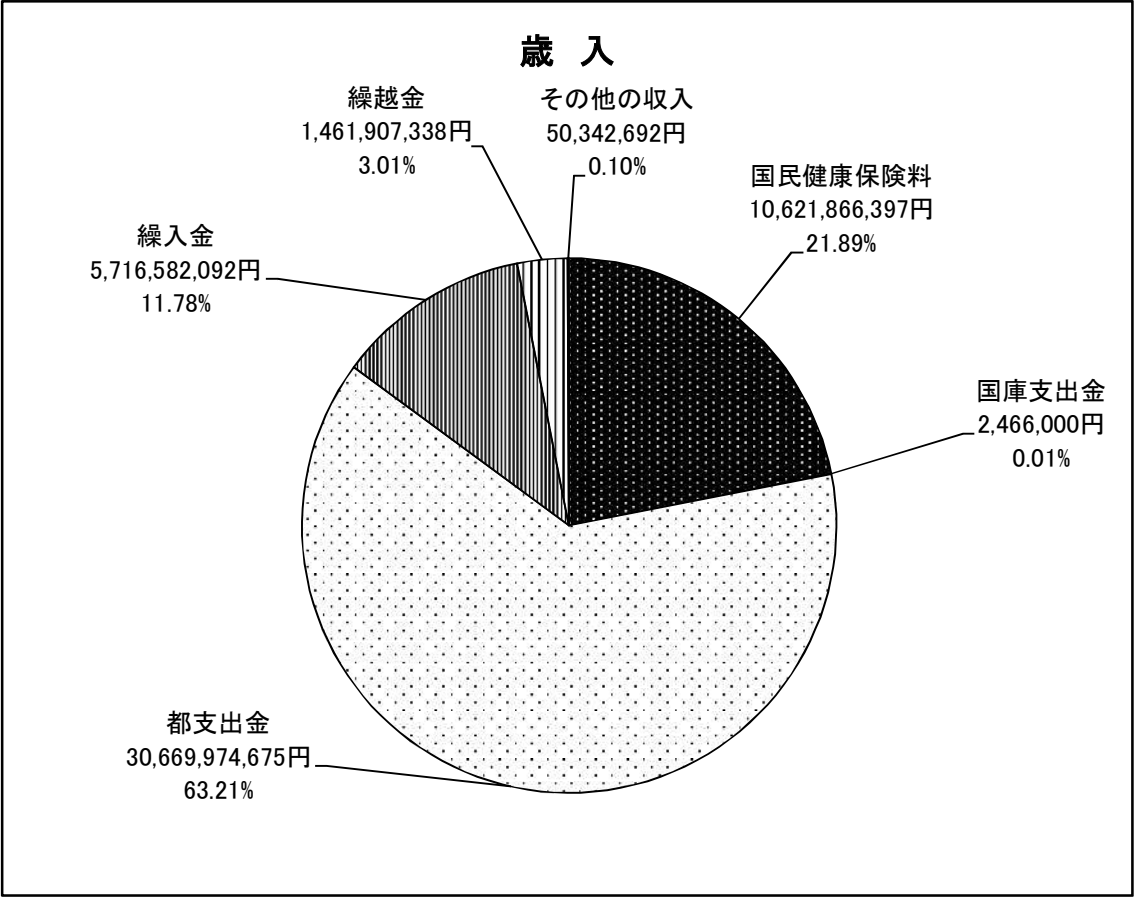
(単位:円, %)

科 目			予 算 現 額 A	収 入 済 額 B	対予算増減額(B－A)	構 成 比
保 険 料	医療給付費分	現 年 分	6,485,910,000	6,869,203,324	383,293,324	14.16
		滞納繰越分	270,894,000	362,630,673	91,736,673	0.75
	後期高齢者 支援金等分	現 年 分	2,183,495,000	2,306,295,925	122,800,925	4.75
		滞納繰越分	86,818,000	115,408,897	28,590,897	0.24
	介護納付金分	現 年 分	860,393,000	907,900,783	47,507,783	1.87
		滞納繰越分	45,557,000	60,426,795	14,869,795	0.12
	計		9,933,067,000	10,621,866,397	688,799,397	21.89
国 庫 支 出 金			2,451,000	2,466,000	15,000	0.01
都 支 出 金	保険給付費等交付金(普通交付金)		30,411,050,000	30,269,789,675	△ 141,260,325	62.38
	保険給付費等交付金(特別交付金)		303,601,000	400,185,000	96,584,000	0.82
	財政安定化基金交付金		1,000	0	△ 1,000	0.00
	計		30,714,652,000	30,669,974,675	△ 44,677,325	63.21
繰 入 金			5,716,770,000	5,716,582,092	△ 187,908	11.78
繰 越 金			1,461,907,000	1,461,907,338	338	3.01
そ の 他 の 収 入			59,152,000	50,342,692	△ 8,809,308	0.10
特 別 区 債			1,000	0	△ 1,000	0.00
合 計			47,888,000,000	48,523,139,194	635,139,194	100.00

(2) 歳 出

(単位:円, %)

科 目			予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	不用額（A－B）	構 成 比
総 務 費			735,990,000	664,238,168	71,751,832	1.41
保 険 給 付 費	療 養 諸 費	療 養 給 付 費	25,926,292,823	25,708,080,664	218,212,159	54.67
		療 養 費	334,343,000	323,538,838	10,804,162	0.69
		審 査 支 払 手 数 料	116,572,000	112,201,959	4,370,041	0.24
		小 計	26,377,207,823	26,143,821,461	233,386,362	55.60
		高 額 療 養 費	4,026,293,177	3,798,169,389	228,123,788	8.07
	給 付	高 額 介 護 合 算 療 養 費	9,750,000	7,731,561	2,018,439	0.02
		移 送 費	1,001,000	6,350	994,650	0.00
		出 産 育 児 諸 費	134,560,000	124,734,523	9,825,477	0.27
	費	葬 祭 費	38,920,000	33,670,000	5,250,000	0.07
		結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	46,384,000	46,321,900	62,100	0.10
		傷 病 手 当 金	950,000	696,714	253,286	0.00
		計	30,635,066,000	30,155,151,898	479,914,102	64.13
	納 付 金	医 療 給 付 費 分	10,983,467,000	10,983,465,363	1,637	23.36
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分		3,223,217,000	3,223,215,660	1,340	6.85	
介 護 納 付 金 分		1,254,198,000	1,254,197,047	953	2.67	
計		15,460,882,000	15,460,878,070	3,930	32.88	
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金			1,000	0	1,000	0.00
共 同 事 業 拠 出 金			10,000	1,248	8,752	0.00
保 健 事 業 費			423,720,000	324,294,859	99,425,141	0.69
公 債 費			1,000	0	1,000	0.00
予 備 費			200,000,000	0	200,000,000	0.00
諸 支 出 金			432,330,000	418,594,306	13,735,694	0.89
合 計			47,888,000,000	47,023,158,549	864,841,451	100.00



2 国保会計歳入歳出決算額年度別推移

(1) 歳入

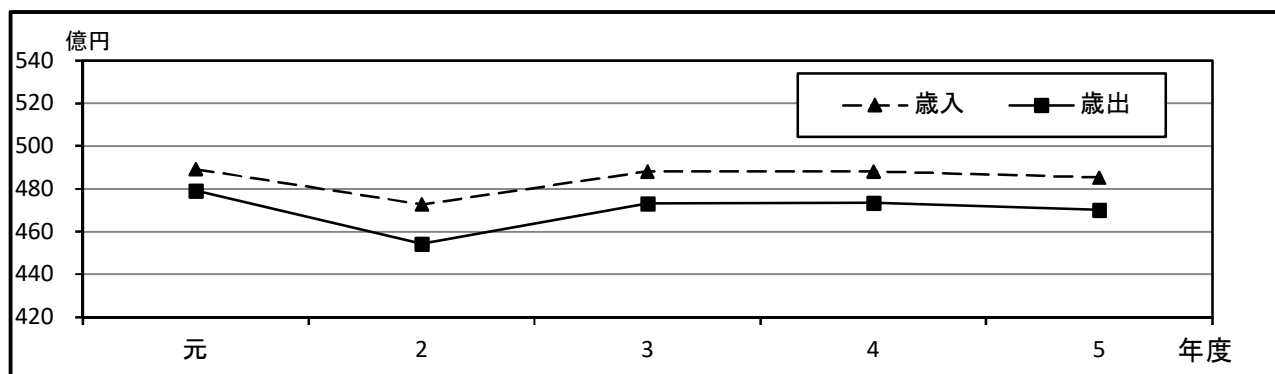
下段は歳入に占める割合(%)を表す。

科目(円) \ 年度	元	2	3	4	5
保 険 料	10,965,932,876 (23.20)	10,324,805,465 (21.15)	10,681,505,770 (21.88)	10,892,674,170 (22.32)	10,621,866,397 (21.89)
国 庫 支 出 金	1,558,000 (0.00)	650,768,000 (1.33)	138,394,000 (0.28)	1,917,000 (0.00)	2,466,000 (0.01)
療養給付費交付金					
都 支 出 金	31,713,409,102 (67.09)	30,251,162,765 (61.96)	31,996,739,204 (65.55)	31,268,701,009 (64.06)	30,669,974,675 (63.21)
繰 入 金	4,800,203,000 (10.15)	4,894,598,652 (10.03)	4,018,028,495 (8.23)	5,029,452,319 (10.30)	5,716,582,092 (11.78)
そ の 他 収 入	1,436,295,657 (3.04)	1,149,159,229 (2.35)	1,986,019,509 (4.07)	1,618,162,387 (3.32)	1,512,250,030 (3.11)
合 計	48,917,398,635	47,270,494,111	48,820,686,978	48,810,906,885	48,523,139,194

(2) 歳出

下段は歳出に占める割合(%)を表す。

科目(円) \ 年度	元	2	3	4	5
総 務 費	624,439,583 (1.30)	614,282,590 (1.35)	645,094,045 (1.36)	614,790,248 (1.30)	664,238,168 (1.41)
保 険 給 付 費	31,349,707,513 (65.44)	29,282,927,777 (64.46)	31,324,700,122 (66.22)	30,662,260,605 (64.76)	30,155,151,898 (64.13)
国民健康保険事業費納付金	15,307,415,861 (31.95)	14,775,884,433 (32.53)	14,463,737,946 (30.57)	14,993,730,422 (31.67)	15,460,878,070 (32.88)
共 同 事 業 拠 出 金	6,120 (0.00)	5,550 (0.00)	752 (0.00)	794 (0.00)	1,248 (0.00)
保 健 事 業 費	377,209,452 (0.79)	349,400,699 (0.77)	357,738,924 (0.76)	343,650,439 (0.72)	324,294,859 (0.69)
諸 支 出 金	246,602,807 (0.52)	402,972,955 (0.89)	516,180,049 (1.09)	734,567,039 (1.55)	418,594,306 (0.89)
合 計	47,905,381,336	45,425,474,004	47,307,451,838	47,348,999,547	47,023,158,549



Ⅶ 趣旨普及

- 1 小冊子「みんなで守ろう わたしたちの国保 令和 5 年度版」の発行(87,000 部)
令和 5 年 4 月 被保険者世帯へ送付。医療保険課及び出張所の窓口で配布。
- 2 「国保だより」の発行(228,000 部)
4 月は小冊子に同封、6 月は保険料納入通知書に同封、10 月は単独送付。
医療保険課及び出張所の窓口で配布。

201 号	R5. 4. 1 (75,000 部)	・職場の健康保険に加入したら、国民健康保険をやめる手続きを！！ ・令和 5 年度国民健康保険料の計算方法が決まりました 保険料の決定通知は 6 月中旬にお送りします ・所得の申告をお願いします ・保険料の負担軽減 ・国保をささえる保険料 ・保険料の納付方法 ・口座振替キャンペーンのお知らせ ・出産育児一時金が令和 5 年 4 月から増額されます ・高額療養費支給申請の手続きが簡素化されます ・人間ドック受診費用を助成
202 号	R5. 6. 1 (80,000 部)	・令和 5 年度の国民健康保険料をお知らせします ・納入通知書の見かた ・いろいろあります 保険料(普通徴収分)の納付方法 ・旧被扶養者の方への軽減 ・新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険料の減免について ・限度額適用認定証等の更新について ・特定健康診査 令和 5 年 6 月 21 日(水)から開始
203 号	R5.10.1 (73,000 部)	・国民健康保険証が新しくなりました ・特別徴収(公的年金からのお支払い)について ・便利な口座振替をご利用ください ・人間ドック受診費用を助成 ・特定健康診査の受診は令和 6 年 2 月 20 日(火)まで

- 3 「こうとう区報」に随時、国保事業に関する内容をPR

4 月	・国民健康保険料を改定 保険料納入通知書は 6 月中旬に発送 ・国民健康保険 人間ドック受診費の一部を助成 ・東日本大震災の被災に伴い帰還困難区域等から転入された方へ 国民健康保険等の一部負担金、保険料の減免措置を見直し ・国民健康保険料 口座振替キャンペーン ・新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金の支給 ・国民健康保険の届け出 就職・退職したときは忘れずに
5 月	・国民健康保険 新型コロナウイルス感染症に伴う保険料等の減免措置の終了
6 月	・国民健康保険加入の方へ ジェネリック医薬品差額通知書を送付 ・令和 5 年度国民健康保険料が決定 保険料額をお知らせする納入通知書を 6 月 15 日(木曜日)に発送 ・6/21(水)から健康診査・各種がん検診等が始まります 国民健康保険加入の方には健診結果により特定保健指導をご案内 ・納付忘れを防止するために、便利な口座振替を 口座振替キャンペーン

7 月	・国民健康保険「高齢受給者証」更新 7 月末までに新証を世帯主に送付 ・国民健康保険料の減免 ・国民健康保険料 納付をお忘れなく ・国民健康保険料口座振替キャンペーン実施中
8 月	・区の職員になりすます電話に注意 ・10 月から特定保健指導を開始
9 月	・国民健康保険証一斉更新 9 月中旬に新しい保険証を発送 保険料は期限内に納付を 保険料を滞納すると
10 月	・国民健康保険証を送付 10 月更新分 記載内容の確認を ・Web 口座振替受付サービス開始
11 月	・健康診査はお早めに 40 歳以上で国民健康保険加入の方へ無料で実施 ・国民健康保険 人間ドック受診費の一部を助成
12 月	・国民健康保険加入の方へ ジェネリック医薬品差額通知を送付 ・国民健康保険料を滞納すると ・国保保険料 口座振替済通知・国保医療費通知を送付 ・整骨院・接骨院にかかるとき 医療保険適用に正しい理解を 日常生活での肩こりや原因のはっきりしない負傷などは適用外 ・江東区国民健康保険データヘルス計画(改訂素案)への意見募集
1 月	・令和 6 年 1 月から 産前産後期間の国民健康保険料を免除 ・国民健康保険の届出 加入・喪失の手続きを忘れずに
2 月	・国民健康保険医療費等通知を送付 ・国民健康保険運営協議会 傍聴できます ・交通事故等の治療で健康保険を使用するときは届け出を
3 月	・国民健康保険料の納付をお忘れなく 便利な口座振替のご利用を

国民健康保険事業のあゆみ

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
昭和 33 年 12 月	・新国民健康保険法公布		
昭和 34 年 10 月 11 月 12 月	・特別区国民健康保険事業調整条例制定 ●江東区国民健康保険条例・同施行規則及び同運営協議会規則制定 ●江東区国民健康保険事業開始（職員数 55 名） 加入世帯 26,269 世帯、被保険者数 90,924 人 給付率 世帯主 7 割 世帯員 5 割	助産費 1,500 円 葬祭費 2,500 円	均等割 600 円 所得割 95/100 限度額 50,000 円
昭和 35 年 3 月 6 月 7 月	●国保日より発行開始 ●歯の衛生週間開始 ●無料健康相談開始		
昭和 37 年 12 月	・助産費支給額を改定	助産費 2,000 円	
昭和 38 年 3 月 4 月 10 月 12 月	・結核予防法 34 条、35 条及び精神衛生法 29 条適用医療を 10 割給付 ・地方税法の改正に伴い均等割額を 38 年度に限り引き下げ ・保険料督促手数料廃止 ・低所得者に対する保険料の減額措置実施（38 年度分保険料から適用）		均等割 500 円
昭和 39 年 4 月	・助産費・葬祭費支給額を改定	助産費 3,000 円 葬祭費 3,000 円	均等割 600 円
昭和 40 年 1 月 3 月 10 月	・世帯員の給付率を 5 割から 7 割に引き上げ ・保険料の減額措置金額の引き上げ ・保険料の減額措置の対象世帯の範囲拡大（40 年度分保険料から適用）		
昭和 41 年 4 月 10 月	・保険料所得割額の基礎となる額を区民税額から住民税額（特別区民税＋都民税）に改正 ・保険料所得割額を改定		所得割 112/100
昭和 42 年 1 月 4 月	・第三者行為による被害の世帯主届出義務 ・日本に永住を許可された大韓民国国民並びに外国人世帯に属する日本人について国保適用 ・地方税法改正に伴い、保険料算定の退職手当等にかかる住民税額を除外 ・保険料の責任収納率を設定前 3 カ年の平均値（現年分・滞繰分） ・保険料減額措置の対象世帯の範囲の拡大 ・保険料延滞金に関する規定の改正		
昭和 43 年 4 月	・減額措置対象世帯の所得割計算にあたり退職手当等を除外 ・育児手当金を新設 2,000 円		
昭和 44 年 4 月 7 月 8 月 9 月 10 月	●国保指定保養施設開始 ●国保モニター設置（45.3.31 まで） ●国保海の家開設（三浦海岸 1 ヶ所） ・保険料減額措置の対象世帯の範囲拡大 ・精神衛生法 32 条適用医療を 10 割給付 ・助産費支給額を改定 ・都の老人医療費支給制度マル福の実施 70 歳以上無料	助産費 10,000 円	
昭和 45 年 4 月 7 月	・葬祭費支給額を改定 ・譲渡所得に関する保険料の特例（45 年度分保険料から適用）	葬祭費 5,000 円	
昭和 48 年 1 月	・外国人に国保適用		

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
昭和48年 1月 7月 12月	・国の老人医療費支給制度マル寿の実施、70歳以上及び65歳以上の寝たきり老人等 ・都の老人医療費支給制度マル福の対象年齢引下げ、70歳以上から65歳以上へ ・高額療養費制度を任意給付として新設	高額療養費 30,000円	
昭和49年 4月 10月	・助産費・葬祭費支給額を改定 ・保険料減免の特例を新設 ・保険料限度額を改定	助産費 20,000円 葬祭費 10,000円	限度額 80,000円
昭和50年 10月	・高額療養費の法定化		
昭和51年 4月 7月 8月	・保険料均等割、限度額を改定 ・助産費支給額を改定 ・保険料減免の特例を設定 ●国保海の家2ヶ所に増設（三浦海岸、岩井海岸） ・高額療養費自己負担限度額を改定	助産費 40,000円 高額療養費 39,000円	均等割 2,400円 限度額 120,000円
昭和52年 4月 9月	●保険料の徴収方法を従来の訪問徴収から自主納付に変更 ●高額療養費資金貸付基金条例制定、基金総額1,000万円(52年10月診療分より適用)		
昭和53年 4月	・保険料均等割、限度額を改定 ・助産費・葬祭費支給額を改定	助産費 60,000円 葬祭費 20,000円	均等割 4,800円 限度額 170,000円
昭和54年 10月	・助産費の併給禁止 ・保険料納入に口座振替制度を導入		
昭和55年 4月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定 ・助産費・葬祭費支給額を改定 ・低所得層に対する保険料の軽減の引き上げ ・特別区一体に保険料の責任収納率を設定（現年分91%、滞納繰越分38%） ・保険料の賦課方式を所得対応方式から医療費対応方式に改正 ・財源不足の一部を都区財調に算入（役割分担方式）	助産費 80,000円 葬祭費 30,000円	均等割 6,000円 所得割 122/100 限度額 220,000円
昭和56年 4月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定		均等割 8,400円 所得割 118/100 限度額 240,000円
昭和57年 3月 4月 9月	・医療費通知開始 ・保険料均等割、所得割、限度額を改定 ・助産費支給額を改定 ・所得割額算定を前年度住民税から当該年度住民税に改定 ・保険料に関する申告の様式を新設 ・高額療養費自己負担限度額を改定（9月診療分より） ただし、70歳以上（寝たきり状態にある者は65歳以上）の被保険者と非課税世帯は、39,000円に据え置き	助産費 100,000円 高額療養費 45,000円 (39,000円)	均等割 9,000円 所得割 107/100 限度額 260,000円
昭和58年 1月 2月	・高額療養費自己負担限度額を改定（1月診療分より） ・老人保健法施行、国の老人医療費支給制度マル寿を廃止、国保被保険者である70歳以上及び65歳以上70歳未満で寝たきり等の状態にある者は、老人保健法の医療受給者に、また、老人保健法による医療給付に一部負担金を適用 ・都の老人医療費支給制度マル福に一部負担金を導入	高額療養費 51,000円 (39,000円)	

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
昭和58年 4月 10月	・財源不足の1/2を都区財調に算入 ・過料を2,000円から20,000円に引き上げ ・条例附則の減額基準に関する特別措置を58年度限りに改正		
昭和59年 4月 7月 8月 10月	・保険料限度額を改定 ●高額療養費資金貸付基金条例一部改正、基金総額を1,000万円→1,500万円に増額 ・保険料減額基準のみなし法人課税に関する特例を64年度まで延長、減額特別措置を59年度限りに改正 ・退職者医療制度創設 ・退職者医療制度新設、保険給付本人8割、扶養家族は外来7割・入院8割 ・特定療養費制度新設 ・高額療養費の支給範囲拡充 ・長期高額疾病患者の場合自己負担額10,000円	高額療養費 51,000円 (30,000円)	限度額280,000円
昭和60年 4月	・保険料限度額を改定		限度額310,000円
昭和61年 4月 5月 7月	・保険料均等割、限度額を改定 ・助産費・葬祭費支給額を改定 ・財源不足の5/8を都区財調に算入 ・高額療養費自己負担限度額を改定 ・運営協議会委員の定数に被用者保険等保険者代表を加える ●国保山の家開設（山梨県東山梨郡三富村）	助産費130,000円 葬祭費50,000円 高額療養費 54,000円 (30,000円)	均等割12,000円 限度額350,000円
昭和62年 1月 4月 10月	・老人保健法の一部改正、加入者按分率を段階的に引き上げ（昭和61年度80%、62年度～64年度90%、65年度から100%） ・老人保健法による一部負担金の引き上げ ・特別の事情がないのに、保険料を滞納している者に対し、被保険者資格証明書の発行及び保険給付の一時差し止めが可能になる ・保険料限度額を改定 ・財源不足額の6/8を都区財調に算入 ●高額療養費資金貸付基金総額1,500万円から2,500万円に増額 ●区の組織改正により、国保課は厚生部から区民部に移る		限度額370,000円
昭和63年 3月 4月 6月	●漢字オンラインシステムの実施、これにより被保険者証の漢字による機械打ち出しが可能となり、出張所で被保険者証発行の開始 ・保険料限度額を改定 ・金額を切り捨てる延滞金の額を、500円未満から1,000円未満に改正 ●国保課事務室を3階から2階に移動 ●出張所で助産費・育児手当金・葬祭費の申請受付を開始 ・保険料口座振替申込書の様式を23区統一実施 ・国保運営の安定化を図るため、国と地方が共同で取り組む仕組みを導入 ①高医療費市町村における運営の安定化の推進 ②保険基盤安定制度の創設 ③高額医療費共同事業の強化、拡充 ④老健拠出金に対する国庫負担見直し		限度額390,000円

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成元年 4月 7月 10月	・国保条例を改正し条文中「精神衛生法」を「精神保健法」に改める ・保険料均等割、限度額を改定 ・保険料軽減額を改正 ・高額療養費の自己負担限度額を改定 ●保険料口座振替事務のMT化 ●保険料収納事務のOCR化	高額療養費 57,000円 (31,800円)	均等割 14,400円 限度額 400,000円
平成2年 4月 6月	・保険料軽減の特例改正 ①65歳以上の被保険者に対する保険料軽減の基準の判定にあたって、公的年金等に係わる所得から15万円を控除（平成元年4月1日から適用） ②株式等に係わる譲渡所得等に係わる保険料軽減の判定にあたって、特例を設ける（平成2年4月1日から適用） ③みなし法人課税を選択した場合に係わる保険料軽減の判定の特例を、平成6年まで延長する（平成元年4月1日から適用） ・保険料限度額を改定 ●健康センターにおける、健康度測定利用料金の一部助成事業を開始 ・昭和63年度より暫定的に導入された保険基盤安定制度が、国保法改正により恒久化		限度額 420,000円
平成3年 4月 5月	●国民健康保険課組織改正 ●国保オンラインシステム稼働開始、これにより賦課状況が資格異動と一体的に即時処理されることとなった ・高額療養費の自己負担限度額を改定	高額療養費 60,000円 (33,600円)	
平成4年 4月 7月 10月	・国保財政の健全化、保険料負担の平準化に資するため「国保財政安定化支援事業」として1,000億円を財政措置、これを踏まえ国庫事務費負担金のうち人件費分と、助産費補助金を一般財源化し地方交付税で対応する ・保険料均等割、限度額を改定 ・老人保健法改正による一部負担金の改定、なお5～6年度は外来1,000円/月、入院700円/日、7年度からスライド移行（消費者物価指数による） ・助産費支給額を改定（平成4年4月1日から適用） ●三公金共同で区内金融機関へ口座振替加入促進事業を実施 ●徴収嘱託員制度を導入	助産費 240,000円	均等割 16,800円 限度額 440,000円
平成5年 4月 5月	・老人保健法による一部負担金引き上げ ・保険料限度額を改定 ・保険基盤安定制度のうち、国負担分が定率(1/2)から定額となる（5年度・6年度の特例措置） ●レセプト点検嘱託員制度導入（2名） ●健康センターにおけるトレーニング利用料金の一部助成事業を開始 ●高額療養費資金貸付基金総額2,500万円から3,500万円に増額 ・高額療養費自己負担限度額を改定	高額療養費 63,000円 (35,400円)	限度額 460,000円

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成 6 年 4 月 7 月 10 月	・保険料限度額を改定 ●区民体育施設トレーニングルーム利用料金の一部助成事業を開始 ・住民税特別減税に伴い、保険料均等割、所得割額を改定（特例措置） ・医療保険・老人保健福祉制度の改正に伴う、国民健康保険法の一部改正 ・助産費、育児手当を統合し、出産育児一時金を新設（請求権は 2 年間、平成 8 年度まで科目を残す） ・入院時食事療養費制度新設（1 日 600 円、減額認定制度有） ・移送費制度新設	出産育児一時金 300,000 円	限度額 500,000 円 均等割 15,900 円 所得割 133.7/100
平成 7 年 4 月 10 月	・保険料均等割、所得割額を改定 ・老人保健法の改正による一部負担金のスライド改定の実施 ●レセプト点検嘱託員 1 名増員（3 名） ・結核予防法・精神保健法（精神保健福祉法）の一部改正（7 年 7 月施行）による医療負担方式を公費優先から保険優先に変更 ・結核・精神医療給付金の創設 ●国保ミニドック（無料健康診断・無料歯科健康診断）を医師会・歯科医師会へ委託し、事業を開始		均等割 16,800 円 所得割 119/100
平成 8 年 4 月 6 月 10 月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定 ・老人保健法の改正による一部負担金のスライド改定の実施 ・高額療養費自己負担限度額を改定 ・入院時食事療養費を改定（1 日 760 円、減額認定制度有）	高額療養費 63,600 円 (35,400 円)	均等割 19,500 円 所得割 155/100 限度額 520,000 円
平成 9 年 4 月 9 月	・保険料均等割、所得割額を改定 ・葬祭費支給額を改定 ●高額療養費資金貸付基金総額 3,500 万円から 5,000 万円に増額 ・老人保健法の改正による一部負担金の改定 ・外来の薬剤にかかる一部負担金の創設	葬祭費 60,000 円	均等割 22,500 円 所得割 162/100
平成 10 年 4 月 7 月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定 ・出産育児一時金・葬祭費の支給額を改定 ・老人保健法の改正による一部負担金の改定 ・市区町村国保の事務費負担金を一般財源化 ・退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担方法の見直し（市区町村が負担する老人医療費拠出金のうち退職被保険者等に係る分について、その額の 1/2 を退職者医療制度において負担）	出産育児一時金 350,000 円 葬祭費 70,000 円	均等割 26,100 円 所得割 187/100 限度額 530,000 円
平成 11 年 4 月	・老人保健法の改正による一部負担金の改定 ●高額療養費資金貸付基金総額 5,000 万円から 6,000 万円に増額		
平成 12 年 4 月	・国民健康保険法の一部改定 ・都区制度改革により「特別区国民健康保険事業調整条例」の廃止 ・保険料所得割額を改定 ・介護保険制度開始に伴い、保険料に介護納付金加わる ・高額医療費共同事業の開始		所得割 194/100 （介護納付金） 均等割 7,200 円 所得割 18/100 限度額 70,000 円

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成12年 4月 平成13年 1月	●レセプト点検嘱託員1名増員（4名） ・高額療養費自己負担限度額を改定 ・入院時食事療養費を改定（1日780円、減額制度有） ・海外療養費支給開始		
平成13年 4月 7月 11月	・老人保健法の改定による一部負担金の改定 ・保険料（基礎賦課分）均等割額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定 ●組織改正により国保年金課に課名変更 ●徴収嘱託員3名増員（24名体制） ●国民健康保険出産費資金貸付基金条例を制定、基金総額1,000万円	高額療養費 63,000円＋一定額超過分の1% 上位所得者は121,800円 ＋一定額超過分の1% 非課税世帯は35,400円	（基礎賦課分） 均等割27,300円 （介護納付金分） 均等割8,100円 所得割22/100
平成14年 4月 10月	・保険料（介護納付金分）均等割額を改定 ・国民健康保険法の一部改正 ・70歳到達者に高齢受給者証（1割証・2割証）を発行 ・高額療養費自己負担限度額を改定 ・老人保健法の改定による一部負担金の改定	高額療養費 72,300円＋一定額超過分の1% 上位所得者は139,800円 ＋一定額超過分の1% 非課税世帯は35,400円	（介護納付金分） 均等割7,800円
平成15年 4月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定 ・退職被保険者一部負担金の改定 ・特例療養費の廃止 ・外来薬剤一部負担金廃止 ・保険証形態を個人カードに変更 ・退職者医療制度への切り替え、社会保険庁のデータにより職権適用 ●高額療養費資金貸付基金総額6,000万円から7,000万円に増額		（基礎賦課分） 均等割29,400円 所得割204/100 （介護納付金分） 均等割9,000円 所得割29/100
平成16年 4月 11月 平成17年 1月 3月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割、限度額を改定 ●滞納整理システム本格稼働 ●画像レセプト情報管理システムをモデル保険者として導入・試行開始 ●3保健事業が末日をもって廃止 （指定保養施設、健康センター健康度測定利用料金助成金・トレーニング利用料金助成金、区民体育施設トレーニングルーム利用料金助成金）		（基礎賦課分） 均等割30,200円 所得割208/100 （介護納付金分） 均等割10,800円 所得割37/100 限度額80,000円
平成17年 4月 5月 6月	・保険料（基礎賦課分）均等割額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定 ●画像レセプト情報管理システム本格稼働 ●高齢者訪問指導事業開始 ●保険料のコンビニ収納開始 ●保険料の1回賦課導入		（基礎賦課分） 均等割32,100円 （介護納付金分） 均等割12,000円 所得割41/100
平成18年 4月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 （住民税改正に伴う経過措置あり） ・保険料（介護納付金分）所得割額を改定 ・精神医療給付金制度の改正 ・入院時食事療養費を1日780円から1食260円に改定		（基礎賦課分） 均等割33,300円 所得割182/100 （介護納付金分） 所得割36/100

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成 18 年 4 月 10 月	●国保山の家の契約料金を改定 ・国民健康保険法の一部改正 ・70 歳以上の一定以上所得者の一部負担金の改定（2 割→3 割） ・高額療養費自己負担限度額を改定 ・老人保健法の改定による一部負担金の改定 ・療養病床入院高齢者の食費・居住費の一部負担見直し ・保険診療と保険外診療の併用給付についての再構築 ・保険財政共同安定化事業の新設（平成 21 年度まで） ・高額医療費共同事業の継続（平成 21 年度まで（4 月適用）） ・出産育児一時金の受取代理（実施可能）	高額療養費 80,100 円+一定額超過分の 1% 上位所得者は 150,000 円 +一定額超過分の 1% 非課税世帯は 35,400 円	
平成 19 年 4 月 平成 20 年 3 月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定（住民税フラット化に伴う激変緩和措置あり） ・保険料（介護納付金分）所得割、限度額を改定 ・保険料軽減制度に 2 割減額導入 ・70 歳未満被保険者の入院等に係る高額療養費の現物給付化開始（限度額適用認定証交付） ・「出産育児一時金」の受取代理制度開始 ・口座振替キャンペーン実施 ・特定健康診査・特定保健指導の開始に伴い、国保ミニブックの廃止		（基礎賦課分） 均等割 35,100 円 所得割 124/100 （介護納付金分） 所得割 27/100 限度額 90,000 円
平成 20 年 4 月 平成 21 年 1 月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定 ・後期高齢者医療制度開始に伴い、保険料に後期高齢者支援金加わる。 （住民税フラット化に伴う激変緩和措置の継続） ・70 歳以上の一部負担金の改定（1 割→2 割） ＊ただし、国補助制度により、1 年間は 1 割負担となる ・一部負担金の軽減（2 割負担）対象の拡大（3 歳未満→義務教育就学前） ・高額介護合算療養費の創設 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・国民健康保険法の一部改正 ・滞納世帯であっても、中学生以下の子どもには 6 ヶ月以上の保険証交付が制度化 ・出産育児一時金支給額を改定（産科医療補償制度創設に合わせた増額）	出産育児一時金 380,000 円	（基礎賦課分） 均等割 28,800 円 所得割 90/100 限度額 470,000 円 （介護納付金分） 均等割 11,100 円 所得割 19/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 8,100 円 所得割 27/100 限度額 120,000 円
平成 21 年 4 月 10 月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（介護納付金分）所得割、限度額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定（住民税フラット化に伴う激変緩和措置の終了） ・70 歳以上の一部負担金の改定（1 割→2 割） ※国補助制度の継続により、平成 22 年 3 月 31 日まで 1 割負担となる。 ・出産育児一時金支給額を改定 ・出産育児一時金直接支払制度開始（国の緊急少子化対策として増額改定、平成 23 年 3 月 31 日）	出産育児一時金 420,000 円	（基礎賦課分） 均等割 27,600 円 所得割 68/100 （介護納付金分） 所得割 18/100 限度額 100,000 円 （後期高齢者支援金等分） 均等割 9,600 円 所得割 26/100

[illegible]

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成 24 年 4 月 7 月	（平成 23 年度～24 年度の 2 年間） ・ 70 歳から 74 歳の方の窓口負担を 1 割負担継続 （平成 25 年度以降のあり方については今後検討） ・ 東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※警戒区域等以外の被災区域の被保険者は 9 月分まで） ・ 限度額適用認定証の対象が入院療養に加え外来療養にも拡大 ・ 国民健康保険法の一部改正 （財政基盤強化策の恒久化・財政運営の都道府県単位化の推進・都道府県調整交付金の割合の引上げ等） ・ 住民基本台帳法改正に伴う、外国人の被保険者資格要件の変更		均等割 14,100 円 所得割 1.66/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 10,200 円 所得割 2.23/100
平成 25 年 4 月 7 月 10 月	・ 保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・ 保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定 ・ 保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定 ・ 所得割額の算定方式の特例として、住民税非課税者に対し新たな減額措置を実施（平成 25 年度～26 年度の 2 年間） （25 年度） 旧ただし書き所得から、その 50%を減額 （26 年度） 旧ただし書き所得から、その 25%を減額 ・ 70 歳から 74 歳の方の窓口負担を 1 割負担継続 ・ 口座振替受付サービスの出張所受付開始 ・ 東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 ●徴収嘱託員 1 名減員（13 名体制） ●モバイルレジ納付開始 携帯電話やスマートフォンを活用して、モバイルバンキングを利用し保険料を納付できるサービス		（基礎賦課分） 均等割 30,600 円 所得割 6.02/100 （介護納付金分） 均等割 15,000 円 所得割 1.78/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 10,800 円 所得割 2.34/100
平成 26 年 4 月	・ 保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・ 保険料（介護納付金分）均等割、所得割、限度額を改定 ・ 保険料（後期高齢者支援金等分）所得割、限度額を改定 ・ 均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定） 5 割減額 33 万円 +（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）× 24 万 5 千円以下の世帯 2 割減額 33 万円 +（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）× 45 万円以下の世帯 ・ 70 歳から 74 歳までの方で昭和 19 年 4 月 2 日以降に生まれた方の窓口負担を 2 割負担とする。 （昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた方の 1 割負担継続） ・ 東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※26 年 10 月以降旧緊急時避難準備区域等から転入した被保険者に所得制限開始） ●保険料のクレジットカード決済を開始 パソコンや携帯電話からクレジットカードで納付することができるサービス ●国保山の家（旅館）の契約料金を改定（民宿は据置）	（27 年 1 月～） 高額療養費旧ただし書き所得が 901 万円を超える世帯は 252,600 円 + 一定額超過分の 1% 旧ただし書き所得が 600 万円超 901 万円以下の世帯は 167,400 円 + 一定額超過分の 1% 旧ただし書き所得が 210 万円超 600 万円以下の世帯は 80,100 円 + 一定額超過分の 1% 旧ただし書き所得が 210 万円以下の世帯は 57,600 円 非課税世帯は 35,400 円	（基礎賦課分） 均等割 32,400 円 所得割 6.30/100 （介護納付金分） 均等割 15,300 円 所得割 1.70/100 限度額 140,000 円 （後期高齢者支援金等分） 所得割 2.17/100 限度額 160,000 円

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成 26 年 7 月 平成 27 年 1 月	●国保海の施設変更（富浦から勝浦へ、御宿は継続） ・高額療養費自己負担限度額を改定		
平成 27 年 4 月 10 月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）所得割、限度額を改定 ・均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定） 5 割減額 33 万円 + 国保加入者の数 × 26 万円以下の世帯 2 割減額 33 万円 + 国保加入者の数 × 47 万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※旧避難指示解除準備区域等から転入した被保険者に所得制限開始） ・国保データベース（KDB）システム参加		（基礎賦課分） 均等割 33,900 円 所得割 6.45/100 限度額 520,000 円 （介護納付金分） 均等割 14,700 円 所得割 1.48/100 限度額 160,000 円 （後期高齢者支援金等分） 所得割 1.98/100 限度額 170,000 円
平成 28 年 4 月 7 月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）所得割、限度額を改定 ・均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定） 5 割減額 33 万円 + 国保加入者の数 × 26 万 5 千円以下の世帯 2 割減額 33 万円 + 国保加入者の数 × 48 万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域から転入した被保険者に所得制限） ・住民税課税世帯の入院時食事療養費を改定 ●徴収嘱託員 1 名減員（9 名体制）	（住民税課税世帯食事療養標準負担額） 指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等、平成 27 年 4 月 1 日以前から平成 28 年 4 月 1 日まで継続して精神病床に入院していた者→引き続き 1 食 260 円 上記以外の者→ 1 食 360 円	（基礎賦課分） 均等割 35,400 円 所得割 6.86/100 限度額 540,000 円 （後期高齢者支援金等分） 所得割 2.02/100 限度額 190,000 円
平成 29 年 4 月 8 月 11 月 平成 30 年 2 月 3 月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定） 5 割減額 33 万円 + 国保加入者の数 × 27 万円以下の世帯 2 割減額 33 万円 + 国保加入者の数 × 49 万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限） ●国保山の家（一部旅館）の契約料金を改定 ●高齢者訪問指導事業を訪問保健指導事業とし、①重複・頻回受診者訪問指導事業②糖尿病重症化予防事業として実施 ・70 歳以上の方の高額療養費自己負担限度額を改定 ●国保山の家の民宿 1 軒が末日をもって廃業 ・税制改正に伴い、医療費通知（一部対象者）の発送を開始 ・江東区国民健康保険第 2 期データヘルス計画（第 3 期特定健康診査等実施計画）策定	（29 年 8 月～） 70 歳以上の方の高額療養費 ・現役並み所得者 外来 57,600 円 ・一般 外来 14,000 円 （年間上限額 144,000 円） 入院・外来合算 57,600 円 （多数回該当 44,400 円）	（基礎賦課分） 均等割 38,400 円 所得割 7.47/100 （介護納付金分） 均等割 15,600 円 所得割 1.54/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 11,100 円 所得割 1.96/100

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成 30 年 4 月	・国民健康保険制度改革により、 ①都道府県（東京都）が財政運営の責任主体に ②資格管理が都道府県単位に（事務は区市町村が行う） ③都道府県が区市町村ごとの標準保険料率を算定 ④保険給付に必要な費用を全額、都道府県が区市町村へ支払う（区市町村は都道府県へ納付金を納める） ⑤保健事業について必要な助言・支援を都道府県が区市町村へ行う ・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（介護納付金分）所得割額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定）	（住民税課税世帯食事療養標準負担額） 指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等、平成 27 年 4 月 1 日以前から平成 28 年 4 月 1 日まで継続して精神病床に入院していた者→引き続き 1 食 260 円 上記以外の者→1 食 460 円（30 年 8 月～） 70 歳以上の方の高額療養費（かつこ内は高額介護合算療養費の自己負担限度額） 住民税課税標準額 690 万円以上 252,600 円 + 一定額超過分の 1%（212 万円） 住民税課税標準額 380 万円以上～690 万円未満 167,400 円 + 一定額超過分の 1%（141 万円） 住民税課税標準額 145 万円以上～380 万円未満 80,100 円 + 一定額超過分の 1%（67 万円） 年間所得額 210 万円以下 外来 18,000 円【年間上限額 144,000 円】 外来+入院 57,600 円	（基礎賦課分） 均等割 39,000 円 所得割 7.32/100 （介護納付金分） 所得割 1.56/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 12,000 円 所得割 2.22/100
8 月	・70 歳以上の方の高額療養費自己負担限度額を改定 ・70 歳以上の方の高額介護合算療養費自己負担限度額を改定		
11 月	●徴収嘱託員 1 名内勤転換（9 名体制のうち 1 名内勤）		
平成 31 年 1 月	・あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の受領委任制度取扱い開始		
2 月	・医療機関を受診した被保険者全員へ医療費通知の一斉発送を開始		
平成 31 年 4 月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料（介護納付金分）所得割額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定）		（基礎賦課分） 均等割 39,900 円 所得割 7.25/100 限度額 610,000 円 （介護納付金分） 所得割 1.68/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 12,300 円 所得割 2.24/100
7 月	●国民健康保険人間ドックの受診費助成の開始 ●徴収嘱託員 1 名減員（8 名体制のうち 1 名内勤）		
令和 2 年 4 月	・保険料（基礎賦課分）所得割、限度額を改定 ・保険料（介護納付金分）所得割、限度額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定）		（基礎賦課分） 所得割 7.14/100 限度額 630,000 円 （介護納付金分） 所得割 1.98/100 限度額 170,000 円

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
令和2年 4月 6月	・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限） ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金給付の開始 ・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免（令和元年度・令和2年度）の開始 ●LINE Pay 請求書支払い開始 バーコードをスマートフォンで読み込み、チャージした「LINE Pay」の残高から保険料の納付ができるサービス。		（後期高齢者支援金等分） 均等割 12,900 円 所得割 2.29/100
令和3年 3月	●国保指定保養施設終了		
令和3年 4月 5月 6月 10月 12月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定） 7割減額 43万円* 以下の世帯 5割減額 43万円* + 国保加入者の数 × 28.5万円以下の世帯 2割減額 43万円* + 国保加入者の数 × 52万円以下の世帯 * 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、 43万円 + 10万円 × （給与・年金所得者の数 - 1） ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限） ●Pay-easy（ペイジー）開始 「収納機関番号」「納付番号」等の情報を、ATM、またはインターネットバンキングのサイト上に入力することで保険料の納付ができるサービス。 ●PayPay 請求書支払い開始 バーコードをスマートフォンで読み込み、チャージした「PayPay」の残高から保険料の納付ができるサービス。 ・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免（令和3年度）の開始 ・マイナンバーカード等によるオンライン資格確認の本格運用の開始 ●ネットdeモバイルレジ、モバイルレジクレジットカードによるクレジットカード決済開始		（基礎賦課分） 均等割 38,800 円 所得割 7.13/100 （介護納付金分） 均等割 17,000 円 所得割 2.37/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 13,200 円 所得割 2.41/100
令和4年 3月	●Yahoo! 公金支払いでのクレジットカード払い終了		
令和4年 4月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額、限度額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）所得割額、限度額を改定 ・未就学児の均等割額の軽減の開始 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者均等割額の半額を軽減 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続		（基礎賦課分） 均等割 42,100 円 所得割 7.16/100 限度額 650,000 円 （介護納付金分） 均等割 16,600 円 所得割 2.31/100 （後期高齢者支援

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
5 月 6 月	（※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限） ●d 払い、au PAY、J-Coin Pay 開始 ・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免（令和4年度）の開始		金等分） 所得割 2.28/100 限度額 200,000 円
令和5年 4 月 5 月 10 月 令和6年 1 月 3 月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額、限度額を改定 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限） ・出産育児一時金支給額を改定 ・新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の適用期間の終了（令和5年5月7日までに発症） ・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免（令和4年度相当分）の開始〔受付は令和5年9月29日まで〕 ●Web 口座振替受付サービス開始 ・産前産後期間の国民健康保険料免除開始 ・国民健康保険加入・脱退・産前産後期間保険料免除のぴったリサービスによる電子申請開始 ●江東区国民健康保険第3期データヘルス計画（第4期特定健康診査等実施計画）策定	出産育児一時金 500,000 円	（基礎賦課分） 均等割 45,000 円 所得割 7.17/100 （介護納付金分） 均等割 16,200 円 所得割 2.23/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 15,100 円 所得割 2.42/100 限度額 220,000 円
令和6年 4 月 6 月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額、限度額を改定 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限） ・入院時食事療養費を改定	（入院時食事療養費） 住民税課税世帯のうち、 指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等、平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた者→ 引き続き 1 食 260 円 上記以外の指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等の者→1 食 280 円 上記以外の者→1 食 490 円 住民税非課税世帯のうち、 70 歳以上低所得 I の者→	（基礎賦課分） 均等割 49,100 円 所得割 8.69/100 （介護納付金分） 均等割 16,500 円 所得割 2.31/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 16,500 円 所得割 2.80/100 限度額 240,000 円

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
		1食 110 円 70 歳以上低所得 I 以外の過去 12 か月間の入院日数が 90 日以内の者→1食 230 円 70 歳以上低所得 I 以外の過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える者→1食 180 円 65 歳以上の者が療養病床に入院した場合の食費について、 住民税課税世帯のうち、施設基準による食費→ 1食 450 円 指定難病患者→1食 280 円 上記以外の者→1食 490 円 住民税非課税世帯のうち、 70 歳以上低所得 I の者→ 1食 140 円 70 歳以上低所得 I で指定難病患者等→1食 110 円 70 歳以上低所得 I 以外の指定難病患者または厚生労働大臣が定めるもので過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える者→1食 180 円 上記以外の者→1食 230 円	

令和5年度 国民健康保険事業状況報告書
(令和5年度 事業年報)

様式 13

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表

（令和5年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

事業開始年月日	昭和34年12月1日
---------	------------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		63,181				
被保険者数	総数	84,475	1,893	29,198	16,113	1,822
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	84,475	1,893	29,198	16,113	1,822

		年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		64,259				
被保険者数	総数	86,546	1,819	30,630	17,066	1,970
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	86,546	1,819	30,630	17,066	1,970

	本年度末現在	年度平均		年度平均
介護保険第2号被保険者数	29,995	30,568	標準負担額の減額状況	3,453
介護保険第2号世帯数	26,711	27,170		
	本年度末現在	年度平均		本年度中
特定世帯数	0	0	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	83
特定継続世帯数	0	0		

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
		8,868	5,260	14,795	223	235	1	357	24,479
	本年度中減	転出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
		6,709	3,639	13,217	387	579	5,170	1,251	27,313

本年度末現在 事務職員数	専任	兼任	計	一部負担割合	法定割合	その他
	71	19	90		1	0

様式 1 4 （市町村） 国民健康保険事業状況報告書（事業年報） B 表（1）（市町村）

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都 道 府 県 名					東京都				
保 険 者 名					江 東 区				
都道府県・保険者番号					1 3 - 0 0 8				
収入					支出				
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
保険料 △税 ▽	一般被保険者分	医療給付費分	7,231,681,408		総 務 費		664,238,168		
		後期高齢者支援金分	2,421,653,196	2,421,653,196		療養給付費	25,708,080,664		
		介護納付金分	968,279,857			療 養 費	323,538,838		
		一般被保険者分計	10,621,614,461	2,421,653,196		小 計	26,031,619,502		
	退職被保険者分	医療給付費分	152,589			高額療養費	3,798,169,389		
		後期高齢者支援金分	51,626	51,626		高額介護合算療養費	7,731,561		
		介護納付金分	47,721			移 送 費	6,350		
		退職被保険者等分計	251,936	51,626		出産育児諸費	124,689,163		
		計	10,621,866,397	2,421,704,822		葬 祭 諸 費	33,670,000		
				968,327,578		育 児 諸 費	0		
国 庫 支 出 金		2,466,000			保 險 給 付 費	そ の 他	47,018,614		
都道府県支出金 △交付金 ▽特別交付金	保険給付費等交付金（普通交付金）	30,269,789,675				一般被保険者分計	30,042,904,579		
	保険者努力支援分	115,050,000				療養給付費	0		
	特別調整交付金分	96,487,000				療 養 費	0		
	都道府県繰入金（2号分）	96,708,000				小 計	0		
	特定健康診査等負担金	91,940,000				高額療養費	0		
	保険給付費等交付金（特別交付金）計	400,185,000				高額介護合算療養費	0		
	財政安定化基金交付金	0				移 送 費	0		
	そ の 他	0				退職被保険者等分計	0		
	計	30,669,974,675				審査支払手数料	112,247,319		
						計	30,155,151,898		
一般会計繰入金	連 合 会 支 出 金	0			国民健康保険 事業費 △医療給付 ▽後期高齢者 支援金等分	一般被保険者分	10,983,465,363		
	保険基盤安定（保険料（税）軽減分）	1,627,667,210	375,055,310	134,897,400		退職被保険者等分	0		
	保険基盤安定（保険者支援分）	925,702,930	213,818,236	76,954,101		医療給付費分計	10,983,465,363		
	未就学児均等割保険料（税）	39,283,589	9,869,766			一般被保険者分	3,223,215,660	3,223,215,660	
	職員給与費等	737,897,000				退職被保険者等分	0	0	
	産前産後保険料（税）	1,849,363	447,234			後期高齢者支援金等分計	3,223,215,660	3,223,215,660	
	出産育児一時金等	88,502,000				介護納付金分	1,254,197,047		1,254,197,047
	財政安定化支援事業	0				計	15,460,878,070	3,223,215,660	1,254,197,047
	そ の 他	2,295,680,000				財政安定化基金拠出金	0		
	計	5,716,582,092	599,190,546	211,851,501	保 健 事 業 費	保 健 事 業 費	17,622,706		
直 診 勘 定 繰 入 金		0				特定健康診査等事業費	306,672,153		
そ の 他 の 収 入		50,342,692				健康管理センター事業費	0		
						計	324,294,859		
						保険給付費等交付金償還金	361,686,633		
						直 診 勘 定 繰 出 金	0		
						そ の 他 の 支 出	56,908,921	0	0
小 計（単年度収入）A		47,061,231,856	3,020,895,368	1,180,179,079		小 計（単年度支出）B	47,023,158,549	3,223,215,660	1,254,197,047
						単 年 度 収 支 差（A-B）	38,073,307	-202,320,292	-74,017,968

基金繰入金 C	0			基金積立金 F	0		
繰越金 D	1,461,907,338			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計（A+C+D+E）	48,523,139,194			支出合計（B+F+G+H）	47,023,158,549		
				収支差引残（収入合計-支出合計）	1,499,980,645		
				うち次年度への繰越金 I	1,499,980,645		
				うち基金積立金 J	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額（前年度末） K	0	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額（K-C+F+J+L-M）	0		

[3] 資産・負債等の状況（年度末現在）

資 産			負 債 及 び 純 資 産		
科 目	金額（円）		科 目	金額（円）	
基金保有額 a	0		繰上充用金（当年度赤字額） e	0	0
次年度への繰越金 b	1,499,980,645		市町村債残高 f	0	0
貸付金等 c	0		うち財政安定化基金貸付金残高	0	0
その他の資産 d	0		その他の負債 g	0	0
資産合計（a+b+c+d）	1,499,980,645		負債合計（e+f+g）	0	0
			純資産（資産合計 - 負債合計）	1,499,980,645	

様式 1 4 （市町村）（つづき）

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）（続）（市町村）
（令和5年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

○経理状況

2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）（円）

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	10,957,465,908	10,048,250,774	35,149,258	20,509,911	888,705,223	6,004,270
	滞納繰越分	1,673,410,957	535,624,617	2,589,812	632,524,615	505,261,725	698,340
	計	12,630,876,865	10,583,875,391	37,739,070	653,034,526	1,393,966,948	6,702,610

3. 保険給付費等支払状況（円）

			支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
一般被保険者分	療養給付費	計	25,663,933,301	25,708,080,664	43,699,924	447,439	0
		現年度分(再掲)	25,663,933,301	25,708,080,664	43,699,924	447,439	0
	療 養 費	計	323,012,123	323,538,838	318,481	208,234	0
		現年度分(再掲)	323,012,123	323,538,838	318,481	208,234	0
	高 額 療 養 費		3,791,355,024	3,798,169,389	6,807,300	7,065	0
	高額介護合算療養費		7,731,561	7,731,561	0	0	0
	移 送 費		6,350	6,350	0	0	0
	その他の保険給付費		205,645,604	205,377,777	420,000	0	687,827

4. 市町村標準保険料（税）率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
9.33	0.00	55,834	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.80	0.00	16,207	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.43	0.00	17,794	0

様式 1 4 - 2

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
（令和5年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	江東区					
都道府県・保険者番号	1	3	－	0	0	8

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料 (税) 賦課方式	(1) 4 方式	(2) 3 方式	③ 2 方式	(4) その他		保険料 (税) 徴収回数	回 10		
保険料 (税) 算定額	保険料 (税) 軽減額 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減額 (未就学児分)	保険料 (税) 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料 (税) 調定額			
千円 10, 187, 112	千円 1, 124, 168	千円 27, 873	千円 0	千円 570	千円 11, 617	千円 1, 381, 113	1 増・②減	千円 193, 087	千円 7, 448, 684			
保険料 (税) 算定額内訳					料 (税) 率							
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 6, 204, 657	千円 0	千円 3, 982, 455	千円 0	% 7. 17	% 0. 00	円 45, 000	円 0					
60. 91 %	0. 00 %	39. 09 %	0. 00 %									
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料 (税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額		
所得割	資産割		千円 86, 536, 354	千円 0	65, 362	33, 322	1, 417	0	19	341	1, 433	88, 499
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他			
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他				

様式 1 4 - 3

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
（令和5年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	江東区					
都道府県・保険者番号	1	3	－	0	0	8

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料 (税) 賦課方式	(1) 4 方式	(2) 3 方式	③ 2 方式	(4) その他		保険料 (税) 徴収回数	回 10		
保険料 (税) 算定額	保険料 (税) 軽減額 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減額 (未就学児分)	保険料 (税) 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料 (税) 調定額			
千円 3, 430, 515	千円 377, 221	千円 9, 353	千円 0	千円 192	千円 3, 907	千円 465, 000	1 増・②減	千円 67, 073	千円 2, 507, 769			
保険料 (税) 算定額内訳					料 (税) 率							
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 2, 094, 180	千円 0	千円 1, 336, 335	千円 0	% 2. 42	% 0. 00	円 15, 100	円 0					
61. 05 %	0. 00 %	38. 95 %	0. 00 %									
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料 (税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額		
所得割	資産割		千円 86, 536, 354	千円 0	65, 362	33, 322	1, 417	0	19	341	1, 423	88, 499
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他			
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他				

様式 1 4 - 4

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
（令和5年度）

都道府県名	東京都									
保険者名	江東区									
都道府県・保険者番号	1	3	－	0	0	8				

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税		①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	③	(4) その他		保険料（税） 徴収回数	回 10				
		料	税				2方式								
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	保険料（税） 軽減額 （産前産後分）	災害等に よる減免額		その他の 減免額		賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額				
千円 1,372,660	千円 135,976	千円 0	千円 0	千円 7		千円 28		千円 224,709	1増・②減	千円 10,926	千円 1,001,014				
保険料（税）算定額内訳						料（税）率									
所得割		資産割		均等割		平等割		所得割		資産割		均等割		平等割	
千円 869,650		千円 0		千円 503,010		千円 0		% 2.23		% 0.00		円 16,200		円 0	
63.36%		0.00%		36.64%		0.00%									
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	保険料（税） 軽減世帯数 （産前産後分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額					
所得割	資産割														
千円 38,997,773	千円 0	27,555	13,116	0	0	3	5	987	31,050	千円 170					
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）			② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他					
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額					③ その他						

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）
（令和5年度）

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

（1）全体

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1,566,933	35,011,210,895	25,663,917,251	8,128,763,999	1,218,529,645
食事療養・生活療養（再掲）	15,640	398,516,860	208,891,346	186,576,234	3,049,280
療養費等	6	16,050	-16,050	0	0
食事療養・生活療養	6	16,050	-16,050	0	0
診療費	2,412	45,433,340	32,324,318	13,109,022	0
補装具	678	25,471,277	18,934,928	6,536,349	0
柔道整復師	33,463	274,337,325	199,398,273	74,939,052	0
アンマ・マッサージ	1,816	61,158,128	45,269,629	15,888,499	0
ハリ・キウ	2,238	36,781,982	27,084,975	9,697,007	0
その他	0	0	0	0	0
小計	40,607	443,182,052	323,012,123	120,169,929	0
海外療養費（再掲）	151	8,379,470	5,890,535	2,488,935	0
移送費	1	6,350	6,350	0	0
計	1,607,547	35,454,399,297	25,986,951,774	8,248,917,878	1,218,529,645

（2）前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	806,891	19,709,525,583	14,927,867,722	4,486,388,584	295,269,277
食事療養・生活療養（再掲）	9,176	217,933,626	105,921,857	111,241,579	770,190
療養費等	4	9,750	-9,750	0	0
食事療養・生活療養	4	9,750	-9,750	0	0
療養費	17,756	213,925,838	162,230,230	51,695,608	0
海外療養費（再掲）	39	1,690,270	1,203,448	486,822	0
移送費	0	0	0	0	0
計	824,651	19,923,451,421	15,090,107,702	4,538,074,442	295,269,277

（3）70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	477,793	11,898,284,372	9,477,828,323	2,310,823,952	109,632,097
食事療養・生活療養（再掲）	5,644	129,437,723	62,396,935	66,499,948	540,840
療養費等	4	9,750	-9,750	0	0
食事療養・生活療養	4	9,750	-9,750	0	0
療養費	10,007	125,124,401	100,099,337	25,025,064	0
海外療養費（再掲）	11	202,590	162,072	40,518	0
移送費	0	0	0	0	0
計	487,804	12,023,408,773	9,577,937,410	2,335,839,266	109,632,097

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	55,229	1,199,411,601	836,003,079	342,058,255	21,350,267
食事療養・生活療養（再掲）	535	8,852,571	2,611,841	6,240,730	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養・生活療養	0	0	0	0	0
療養費	1,407	12,503,181	8,752,013	3,751,168	0
海外療養費（再掲）	1	58,040	40,628	17,412	0
移送費	0	0	0	0	0
計	56,636	1,211,914,782	844,755,092	345,809,423	21,350,267

（5）未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	37,445	468,972,760	374,075,448	13,983,341	80,913,971
食事療養（再掲）	226	2,293,000	731,640	1,384,540	176,820
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	200	5,300,167	4,123,939	1,176,228	0
海外療養費（再掲）	2	46,470	37,176	9,294	0
移送費	0	0	0	0	0
計	37,645	474,272,927	378,199,387	15,159,569	80,913,971

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（令和5年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 8

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分				他法併用分	合 計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総 数	件 数	6,091	27,834	4,636	6,497	8,268	9,586	6,367	69,279	33,529
	高額療養費（円）	126,739,760	237,049,747	492,233,596	534,745,259	1,362,638,713	390,674,551	647,273,398	3,791,355,024	3,358,376,665
（再掲） 前期 高齢者分	件 数	4,461	26,491	2,104	3,615	5,234	8,374	3,945	54,224	
	高額療養費（円）	79,786,556	207,820,689	220,037,125	288,696,021	843,631,167	299,214,436	270,671,927	2,209,857,921	
（再掲） 70歳以上 一般分	件 数	2,780	25,178	479	1,684	3,564	7,752	3,059	44,496	
	高額療養費（円）	30,187,200	176,893,609	43,614,584	120,485,442	477,995,736	248,513,800	142,023,478	1,239,713,849	
（再掲） 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	238	343	94	267	140	59	135	1,276	
	高額療養費（円）	10,174,348	11,532,139	11,588,291	22,548,564	38,181,219	5,840,918	12,225,733	112,091,212	
（再掲） 未就学児分	件 数	1	3	0	0	81	0	23	108	
	高額療養費（円）	26,090	409,012	0	0	10,122,127	126,425	4,913,383	15,597,037	
長期高額特定疾病該当者数								386 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数（件）	324
給付額（円）	7,731,561

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数（件）	256	481	21	0	40,826	41,584
給付額（円）	124,800,000	33,670,000	696,714	0	46,321,900	205,488,614

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 8

5. 療養の給付等内訳

（1）全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	16,592 件	234,908 日	11,419,973,194 円
	入院外	776,903	1,197,999	13,496,878,865
	歯科	190,028	313,822	2,473,841,320
	小計	983,523	1,746,729	27,390,693,379
調剤		575,695 (	695,442 枚)	6,553,368,906
食事療養・生活療養		(15,640) (	601,895 回)	398,516,860
訪問看護		7,715	61,182	668,631,750
合計		1,566,933	1,807,911	35,011,210,895

（2）前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	9,641 件	127,575 日	7,103,760,156 円
	入院外	402,648	646,984	7,419,475,178
	歯科	93,829	158,417	1,205,143,399
	小計	506,118	932,976	15,728,378,733
調剤		298,307 (	356,485 枚)	3,506,710,504
食事療養・生活療養		(9,176) (	323,256 回)	217,933,626
訪問看護		2,466	22,466	256,502,720
合計		806,891	955,442	19,709,525,583

（3）70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	5,974 件	77,634 日	4,429,757,980 円
	入院外	238,867	389,039	4,433,410,929
	歯科	53,115	90,294	687,897,630
	小計	297,956	556,967	9,551,066,539
調剤		178,399 (	213,615 枚)	2,074,615,770
食事療養・生活療養		(5,644) (	191,399 回)	129,437,723
訪問看護		1,438	13,023	143,164,340
合計		477,793	569,990	11,898,284,372

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	564 件	5,719 日	375,240,100 円
	入院外	27,849	42,011	475,868,310
	歯科	6,733	11,125	88,327,990
	小計	35,146	58,855	939,436,400
調剤		20,016 (	23,546 枚)	235,325,780
食事療養・生活療養		(535) (	12,826 回)	8,852,571
訪問看護		67	924	15,796,850
合計		55,229	59,779	1,199,411,601

（5）未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	264 件	1,687 日	138,825,540 円
	入院外	18,919	29,338	221,244,580
	歯科	2,268	2,847	23,951,630
	小計	21,451	33,872	384,021,750
調剤		15,869 (	21,820 枚)	73,442,600
食事療養		(226) (	3,541 回)	2,293,000
訪問看護		125	704	9,215,410
合計		37,445	34,576	468,972,760

様式 1 7（市町村）

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E 表（1）（市町村）

退職者医療にかかる一般状況・経理状況
（令和5年度）

○一般状況

都 道 府 県 名	東京都					
保 險 者 名	江東区					
都道府県・保険者番号	1	3	－	0	0	8

		本年度末現在	
			（再掲）未就学児
世 帯 数	単 独 世 帯	0	
	混 合 世 帯	0	
退職被保険者等数	退 職 被 保 険 者	0	
	被 扶 養 者	0	0
	計	0	0

		年 度 平 均	
			（再掲）未就学児
世 帯 数	単 独 世 帯	0	
	混 合 世 帯	0	
退職被保険者等数	退 職 被 保 険 者	0	
	被 扶 養 者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1．収入状況及び支出状況

収		入	支		出
科 目		収 入 額（円）	科 目		支 出 額（円）
保険料（税）	医 療 給 付 費 分	152,589	医 療 給 付 費	療 養 給 付 費	0
保険給付費等交付金（普通交付金）		33,705		療 養 費	0
その他の収入		12,096		小 計	0
合 計		198,390		高 額 療 養 費	0
				高額介護合算療養費	0
				移 送 費	0
				計	0
			国民健康保険事業費納付金（医療給付費分）	0	
			そ の 他 の 支 出	0	
			前 年 度 繰 上 充 用 金	0	
			合 計	0	

2．保険料（税）収納状況

（円）

	調 定 額	収 納 額	還付未済額（別掲）	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	317,572	251,936	0	0	65,636	0
計	317,572	251,936	0	0	65,636	0

3．医療給付支払状況

（円）

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額
療養給付費	計	-12,096	0	12,096	0	0
	現年度分(再掲)	-12,096	0	12,096	0	0
療 養 費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
高 額 療 養 費		0	0	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）
（令和5年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増 2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳								
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割							
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） E表（3）
（令和5年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	江東区					
都道府県・保険者番号	1	3	—	0	0	8

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1 増 ② 減	千円 0	千円 0	
保険料（税）算定額内訳									
所得割	資産割	均等割	平等割						
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0						
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %						
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	
所得割	資産割								
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0	

退職者医療にかかる医療給付状況
（令和5年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 8

○ 保険給付状況
1. 医療給付の状況

（1）全体

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件 -27	円 -17,280	円 -12,096	円 -5,184	円 0
療養費等	食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
	食事療養	0	0	0	0	0
	診療費	0	0	0	0	0
	補装具	0	0	0	0	0
	柔道整復師	0	0	0	0	0
	アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
	ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0
計		-27	-17,280	-12,096	-5,184	0

（2）未就学児分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
療養費等	食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
	食事療養	0	0	0	0	0
	療養費	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他		
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費（円）	0	0	0	0	0	0	0	0
（再掲） 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	
	高額療養費（円）	0	0	0	0	0	0	0	
長期高額特定疾病該当者数								0人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数（件）	0
給付額（円）	0

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）
退職者医療にかかる医療給付状況
（令和5年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

4. 療養の給付等内訳

（1）全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	件 0	日 0	円 0	件 0	日 0	円 0
	入院外	0	0	-200	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	-200	0	0	0
調剤		-27	(0 枚)	-17,080	0	(0 枚)	0
食事療養		(0)	(0 回)	0	(0)	(0 回)	0
訪問看護		0	0	0	0	0	0
合計		-27	0	-17,280	0	0	0

（2）未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	件 0	日 0	円 0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
調剤		0	(0 枚)	0
食事療養		(0)	(0 回)	0
訪問看護		0	0	0
合計		0	0	0

年 報 別 表 M 表

(不当利得、不正利得、第三者行為の状況)

(令和5年度)

都道府県名	東京都		
保険者名	江東区		
都道府県・保険者番号	13	－	008

1. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（一般）

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	329	3,730,979	181	3,068,241	148	662,738
	過年度分 B	(0)	(0)				
		4,898	37,722,511	4,458	31,740,745	440	5,981,766
不正利得徴収金		(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
		118	1,038,996	118	1,038,996	0	0
	その他 E	(0)	(0)				
		313	12,484,198	313	12,484,198	0	0
B + C + D + E 計		(0)	(0)				
		5,329	51,245,705	4,889	45,263,939	440	5,981,766

2. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（退職）

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	0	0	0	0	0	0
	過年度分 B	(0)	(0)				
		27	12,096	27	12,096	0	0
不正利得徴収金		(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
	その他 E	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
B + C + D + E 計		(0)	(0)				
		27	12,096	27	12,096	0	0

給 付 別 表 V 表 (1)
(全体)
(令和5年度)

都道府県名	東京都		
保険者名	江東区		
都道府県・保険者番号	13	—	008

1. 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分				
		費 用 額	保険者負担分	一 部 負 担 金		他法負担分
					薬剤一部負担金 (再掲)	
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	2, 073, 408	13, 842, 890	10, 789, 143	2, 345, 708	0	708, 039
心障医療 (法制 No. 80)	192, 810, 857	1, 525, 517, 460	1, 105, 418, 422	203, 211, 669	0	216, 887, 369
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	21, 554, 639	260, 767, 320	182, 560, 149	25, 785, 859	0	52, 421, 312
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	7, 548, 314	36, 699, 470	26, 707, 455	6, 679, 535	0	3, 312, 480
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	6, 723, 596	123, 380, 750	91, 461, 961	19, 812, 700	0	12, 106, 089
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0		0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	14, 920, 501	451, 282, 770	315, 897, 939	16, 089, 197		119, 295, 634
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0		0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	4, 398, 106	110, 470, 930	77, 329, 651	4, 511, 276		28, 630, 003
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	2, 197, 345	607, 189, 300	430, 622, 990	41, 909, 324	0	134, 656, 986
計	252, 226, 766	3, 129, 150, 890	2, 240, 787, 710	320, 345, 268	0	568, 017, 912

2. 出産育児一時金

	件 数	金 額
出産育児一時金	0	0

給 付 別 表 V 表 (2)
(7 0 歳以上一般分再掲)
(令和5年度)

都道府県名	東京都		
保険者名	江東区		
都道府県・保険者番号	13	—	008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	1,665,840	10,991,200	8,792,960	1,844,000	354,240
心障医療 (法制 No. 80)	43,204,786	375,562,000	300,449,600	43,083,039	32,029,361
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	230,250	184,200	23,025	23,025
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	1,647,320	10,178,260	8,142,608	1,505,862	529,790
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	4,106,605	50,954,360	40,763,488	8,241,554	1,949,318
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	1,532,049	55,904,800	44,723,840	5,021,349	6,159,611
計	52,156,600	503,820,870	403,056,696	59,718,829	41,045,345

給 付 別 表 V 表 (3)
(7 0 歳以上現役並み所得者分再掲)
(令和5年度)

都道府県名	東京都		
保険者名	江東区		
都道府県・保険者番号	13	—	008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	168,328	5,491,190	3,843,833	512,894	1,134,463
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	61,800	43,260	6,180	12,360
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	2,462,664	9,390,300	6,573,210	2,277,129	539,961
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	7,926	4,750,780	3,325,546	494,054	931,180
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	185,760	130,032	16,761	38,967
計	2,638,918	19,879,830	13,915,881	3,307,018	2,656,931

給 付 別 表 V 表 (4)
(未就学児分再掲)
(令和5年度)

都道府県名	東京都		
保険者名	江東区		
都道府県・保険者番号	13	—	008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

給 付 別 表 V 表 (5)
(前期高齢者分再掲)
(令和5年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 — 008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	2, 073, 408	13, 302, 910	10, 411, 157	2, 299, 824	591, 929
心障医療 (法制 No. 80)	80, 944, 359	671, 928, 870	507, 906, 409	84, 064, 559	79, 957, 902
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	881, 874	6, 376, 040	4, 486, 253	921, 598	968, 189
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	4, 812, 530	22, 098, 540	16, 486, 804	3, 889, 494	1, 722, 242
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	5, 390, 718	78, 760, 520	60, 227, 800	13, 021, 134	5, 511, 586
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	1, 899, 846	107, 510, 950	80, 848, 145	8, 569, 507	18, 093, 298
計	96, 002, 735	899, 977, 830	680, 366, 568	112, 766, 116	106, 845, 146

給 付 別 表 N 表 (1)
(全体)
(令和5年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 — 008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	30,930	9,310	21,620	0
心障医療 (法制 No. 80)	36,426,027	19,677,807	16,748,220	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	328,827	188,157	140,670	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	808,438	219,428	589,010	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	255,076	188,486	66,590	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	837,012	259,692	577,320	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	278,838	97,338	181,500	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	38,965,148	20,640,218	18,324,930	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	7,715	668,631,750	483,380,205	51,580,425	133,671,120

3. 一部負担金減免額調（一般被保険者分）

区分	全体分	前期高齢者分 再掲	70歳以上一般 再掲(8割)	70歳以上一般 再掲(9割)	70歳以上現役並 再掲(7割)	70歳以上現役並 再掲(8割)	未就学児 再掲(8割)
	2,587,623	947,082	354,264	0	0	0	0

給 付 別 表 N 表 (2)
(7 0 歳以上一般分再掲)
(令和5年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 — 008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	30,930	9,310	21,620	0
心障医療 (法制 No. 80)	8,607,990	4,505,770	4,102,220	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	90,500	60,850	29,650	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	200,546	156,876	43,670	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	8,929,966	4,732,806	4,197,160	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	1,438	143,164,340	114,531,472	18,066,736	10,566,132

給 付 別 表 N 表 (3)
(7 0 歳以上現役並み所得者分再掲)
(令和5年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 — 008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	85,324	27,824	57,500	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	85,324	27,824	57,500	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	67	15,796,850	11,057,795	1,867,215	2,871,840

給 付 別 表 N 表 (4)
(未就学児分再掲)
(令和5年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 — 008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	125	9,215,410	7,372,328	-1,772,000	3,615,082

給 付 別 表 N 表 (5)
(前期高齢者分再掲)
(令和5年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 — 008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	30,930	9,310	21,620	0
心障医療 (法制 No. 80)	15,922,248	7,986,948	7,935,300	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	10,254	7,104	3,150	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	119,840	71,790	48,050	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	229,170	177,310	51,860	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	16,312,442	8,252,462	8,059,980	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	2,466	256,502,720	193,868,338	30,241,593	32,392,789

給 付 別 表 U 表

<公営用>

(令和5年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 — 008

1. 高額介護合算療養費（C表（2）内訳）

	全体	前期高齢者 （再掲）	70歳以上一般分 （再掲）	70歳以上現役並み （再掲）	未就学児 （再掲）
給付額	7,731,561	6,659,345	2,948,781	202,008	0

2. 高額介護合算療養費（上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分）

医療費助成事業名 （法制番号）	全体	前期高齢者 （再掲）	70歳以上一般分 （再掲）	70歳以上現役並み （再掲）	未就学児 （再掲）
老人医療 （法制 No. 41）	0				
特殊疾病 （法制 No. 51・83）	0	0	0	0	0
心障医療 （法制 No. 80）	4,003,999	3,118,312	866,416	6,674	0
ひとり親家庭等医療 （法制 No. 81）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 （法制 No. 82 自己負担なし）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 （法制 No. 82 自己負担あり）	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 （法制 No. 86） （法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 （法制 No. 87）	0				0
乳幼児医療 （都補助及び区市町村単独） （法制 No. 88）	0				0
義務教育就学児医療 （法制 No. 88 自己負担あり）	0				
義務教育就学児医療 （法制 No. 88 自己負担なし）	0				
高校生等医療 （法制 No. 89 自己負担あり）	0				
高校生等医療 （法制 No. 89 自己負担なし）	0				
結・精適用医療 （法制 No. 10・21）	0	0	0	0	0
計	4,003,999	3,118,312	866,416	6,674	0

令和6年版 江 東 の 国 保

令和6年10月

印刷物登録番号(6)30号

編集発行 江東区生活支援部医療保険課
江東区東陽 4-11-28
電話(3647)9111(大代表)

印刷所 川村印刷株式会社
江東区白河 2-11-7
電話(3641)0730(代表)